

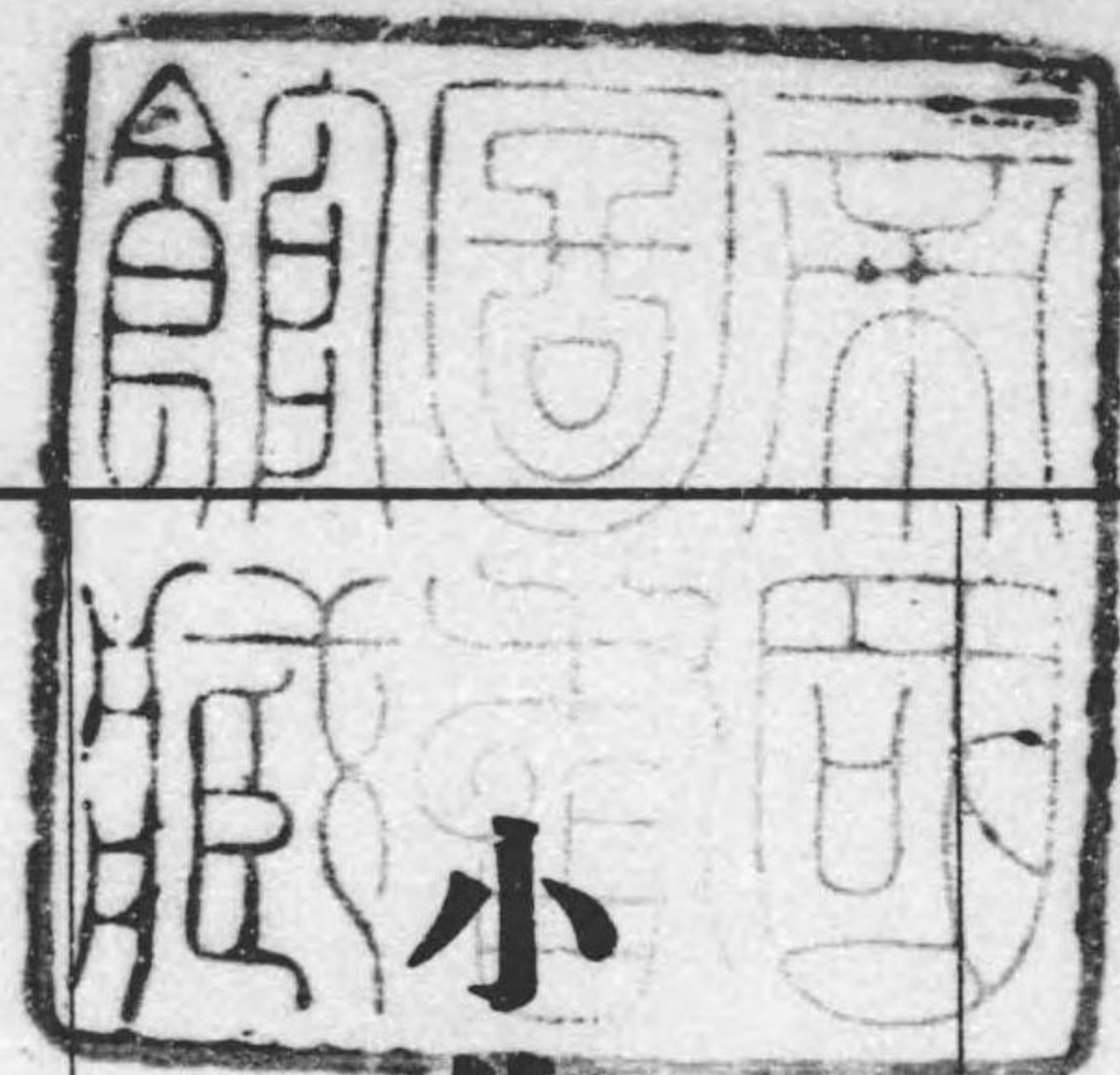
541

228



始





藤田軍太著

小作爭議の研究

(合理的基準の決定)

14. 10. 8

内交

東京 自彊館書店

序

大正十二年の暮、小作爭議の本場とも云ふべき新潟に於て、農業金融に携はれる關係上、爭議解決に關する私見を綴り、急を要するの餘り、未定稿の儘、筆記に代へ、印刷に附して先輩知己の間に頒ち、後日の推敲を約せり、爾來採薪に忙しく、空しく約に背きしが、偶々本夏近畿を始め中國地方旱魃久しきに亘り、被害少からず收穫期の近くに從ひ、小作爭議隨所に勃發の恐れあり、官民共に已に解決に苦心慘憺たるものゝ如し、由て俄に履約を思立ち、過日來朝夕數時間を割いて改訂に着手せしに、昨今漸く稿を脱するを得たり

政府は曩に小作調停法を發布し、近く之を實施して愈々爭議の調停を試むることなれり、雖然同法には調停上證據すべき基

準を示さざれば、一の決定を以て他を律すること能はず、従つて
争議は減退の見込なく却つて續出を見、愈々紛更を來すの恐れ
なきにあらず

余の考究せし解決策なるものも、敢て完全にして必ず遵據すべ
き標的と自ら許すものにあらずと雖、之を世上一般に報道せら
るゝものに比すれば、遂に合理的方法にして争議當事者は勿論
調停の局に當るものも、亦参考とするに足るものありと信ずる
を以て俄に公刊して世の批判を仰ぐこととせり

大正十三年十月

於大阪

藤田軍太識

目次

- 一、緒論 小作争議の變遷——現代の小作争議——小作争議と勞働争議——小作争議の合理的
解決の急務……………一
- 二、小作人と工業勞働者 産業上小作人の立場と工業勞働者の立場——企業上小作人と普通
勞働者——過去の勞働報酬と將來の勞働報酬——小作人と工業企業者——分配者としての小
作人と企業者……………九
- 三、小作争議と勞働争議 勞働争議者の論點——小作争議者の論點——勞働争議の終局と小
作争議の終局——勞働争議終熄の至難——小作争議消滅の困難——土地國有と自作農創設——
小作制度改良と争議の緩和……………二六
- 四、産業組織上に於ける地主と小作人 大企業と資本家——農業と大地主——地主と小
作人——小作の種類と性質——争議に於ける地主と資本家……………三六
- 五、現在の分配法 定量法——定量法と米の豊凶——豊凶と地主——米價の安定と小作争議解
決説——地主の所得と公課との關係——小作人の所得と肥料代——現行分配法の缺點……………三九

六、收穫高と小作料 現在小作料の決定事情——小作料の收穫高に對する割合——契約小作料と實收小作料……………四三

七、土地放資の利廻 利廻算定の基礎——全國土地放資利廻——土地放資への執着——新潟縣下土地放資利廻……………五七

八、土地の放資利廻と有價證券の放資利廻 各種資本報酬の相違點——不動産抵當金利と土地の利廻——各種有價證券利廻——土地放資利廻の適度點……………六六

九、小作人の收入程度と其勞働報酬 反當小作人實收調——反當り所要人員調——一日當農業勞働報酬……………六六

十、農業勞銀と他の勞銀との比較 各種の勞銀と其相違の理由——農業勞働の勞銀構成上の利否——農業勞働の自然的勞働制限——農業勞銀の劣勢……………一〇〇

十一、爭議上双方の主張 小作爭議の二大別——兩者解決の難易——爭議に對する地主の主張——同上小作人の主張……………一〇五

十二、現在の分配法と其缺點 定量制と豊凶——豊凶と地主——豊凶と小作人——現行分配法の公式——公式上より見たる缺點……………一三〇

十三、合理的分配法たる割合制 割合制の合理——不可抗力に由れる危険の分擔——割合決定の方法——米實收額の決定法——土地の價格決定法——土地放資利廻の決定法——勞働數量決定法——農業勞銀算定法……………一三〇

十四、結論 小作爭議の範圍——爭議と農業反逆——爭議と農產物增收——爭議と米價引上——小作爭議の一好果……………一五〇

小作爭議の研究 (合理的解決の基準)

藤田軍太著



論

地主と小作人との間に行はるゝ小作料の減免に関する爭議は、必ずしも近年の特産物ではない、久しき以前より屢各地に行はれて居たものである、然し從來の爭議は至つて局部的で、而かも單純なものであつて、主もに凶作地方に行はれ、多くは結局双方の諒解に由り圓滿なる解決を告げ、禍根を後日に殘して居ない、之に反し、近年各地に行はるゝ爭議は云ふ迄もなく、必ずしも不作に原因して居るものゝみではない、勿論其多數は凶作を動機とせるものなることは争はれぬ事實であるが、獨り不作地方のみに限らず、平年作以上の地方に於ても尙ほ盛に行

はるゝを以て見れば、分配額の絶対的小量即收穫高の減少のみを論争の根據として居ないことは明瞭であつて、従つて其解決も亦容易でないことも略察せらるゝであらう。

要するに従前の争議は、單に經濟上の分配問題であつて、所謂小作人の生存權とか、生活の向上とか云ふ様な面倒の問題を伴ふて居なかつたので、不作の程度にして明瞭となるに至れば、地主の温情、小作人の恭謙に基ける双方の互譲に由り問題は茲に解決を告げ、又紛擾の種を後日に殘さなかつたのである、之に反し現時の争議は、何れも多少、資本家對労働者と云ふが如き觀念の下に立脚し、所謂社會問題の色彩を加味せざるもの少なく、地方に由りては寧ろ社會問題中の主要なるものとして取扱ねばならぬ様な所もあつて、其解決は頗る困難の状態を呈して居る。

社會問題としての争議は、現代の經濟組織即資本主義經濟組織に對する抗争で

あつて、現在の組織が嚴存する限りは、之れが根絶は至難と云はねばならぬ、されば小作争議をして全然社會問題化せしむるに於ては、其解決は殆ど不可能と云ふべきである。

現に全国各地に行はるゝ小作争議は千差萬別、其論據悉く一樣ならずと雖小作者が其提供せる労働に對する報酬を、より多く收得せんと主張より起れるものであつて、其要因が、小作者の生存上已むを得ざるに出づるものと、更に其進歩向上との爲めとに基けるもの、二大別ありとは云へ、外觀上には、今日の社會問題の主要部分を占めて居る労働争議と選ぶ所なき様である、されど少しく其實質を考究するときは兩者互に其趣きを異にし、決して之を一様に取扱ふべきでないと云ふことが直に首肯せらるゝであらう。

大正十二年一月より七月に至る七ヶ月間に發生せし小作争議五百一件に就き政府の調査せし原因七百八十を類別すれば左の如し。

原因	数	百分率
勞費多くして収入償はず	一八四	二三、〇
小作料高きに過ぐ	一一一	一五、〇
不作	一一二	一四、〇
米麥價下落	一一〇	一四、〇
思想の變化及模倣	九三	一二、〇
込米の不合理	一三	一、七
地主の土地引上	一二	一、五
産米検査獎勵米關係	九	一、二
小作權關係	六	、八
戸數割負擔不公平	五	、六

右爭議の際小作人の要求せし事項五百五十六を類別すれば左の如し。

要求事項	数	百分率
小作料軽減	四四八	八〇、五

内	一時的減免	永久的減免
込米廢止	一〇二	一八、〇
土地引上反對	三四六	六二、〇
小作料引上反對	二〇	三、六
二重俵裝廢止	八	一、四
其他獎勵米補償肥料耕作費支給等	七	一、二
	六一	一一、二

各其問題の中心を形成せる小作人と、工業労働者とは後章に詳論せるが如く、産業界の立場に於て著しき相違を有せるもので、両者は決して之を同一視すべきものではない、従つて小作爭議は労働爭議と其實質を異にし、單に經濟上の分配問題として處理し、且つ解決することが必ずしも不可能ではない、然し近年の如く各地に労働爭議頻發し其宣傳、報道が全國津々浦々に普及せらるゝ際に於ては菽麥は同視せられ易く、小作爭議も自然に労働爭議化し、一層紛更を加へ、解決

愈困難となるは免れ難い數と云はねばならぬ、されば其未だ甚しからざるに先ち一日も早く兩者の相違を明にすると共に、爭議の原因たる地主と小作人との間に於ける分配法を改めて合理的とし、以て紛争喚起の餘地なからしむべきである。

歐洲大戰亂以降、現代の經濟組織に對しては、幾多の缺陷が指摘せられ、盛に論議せらるゝ様になつて、之れが對策も亦頻りに考究せられて居る、中には極端なる言説を試むるものも少くない、斯る過激論者は暫く例外とするも、多數のものも尙ほ且現時の經濟組織を以て殆ど行詰りの状態に陥れるものとし、何等かの改革を加へ、方向轉換の必要を認めて居ることは事實である、農業上の小作制度の如きも、其一例であつて而かも當面の重要問題の一である。

今や小作爭議は全國至る所に勃發し、而かも年を逐ふて甚しく朝野を擧げて之れが解決に努むるにも拘らず、容易に解決の曙光を見ず、僅に小作調停法の實施を見しに過ぎないのである、是れ明に其解決の困難を證するものとは云へ依然現

行制度の不完全であつて何等かの方法を以て此窮狀を打開し新生面を開かざるべからざることを語るものである。

年	次	争議件數	年	次	争議件數
大正七年		二五六	大正十一年		一、五七八
大正九年		四〇八	大正十二年		三、〇一二
大正十年		一、六八〇			

世上には小作制度の廢滅を主唱するものがある、云ふ迄もなく小作制度の撤廢は小作爭議の消滅ではあるが、今日俄に斯る極端なる施設をなすことは云ふべくして行ふべからざることである、寧ろ小作制度をして合理に立脚せしめ無益の争なからしむるの勝れるに若ぬのである、小作制度にして合理的ならんか、地主と小作人とは打算上敢て協調を破る能はず、理論上又争ふの餘地がないのである。小作制度をして合理的とならしめ地主と小作人として常に協調を保ち又争ふ

の餘地なからしむるの途は

- 一、双方の間に分配すべき農産物の増収を計ること
 - 二、收穫物の分配を公平ならしむること
- の二者に過ぎぬ様である、

増収が争議の緩和劑であることは言を待たぬ所である、左れど増収其ものは、必ずしも争議を終熄せしむるものでないことは、近年、土地改良等の爲め漸次増収を見るに至れる地方に於て續々小作争議の行はるゝに徴しても略ぼ察することが出来、恐らく増収をして所期の如くならしむるも、現在の如き分配法を以てしては、後日益紛争を生ずるの恐れなしとせない、思ふに今日行はるゝ紛争の大原因は、寧ろ主として其分配法の不備、不完全に存するものゝ様である。

由て余は、争議解決の捷徑として、前者の考察は之を後日に譲り後者即分配問題に就て研究を加ふることとする、従つて少しく蛇足の感はあるが順序として、

先づ小作人と工業労働者との相違を明瞭にし、小作争議と労働争議の似て非なる所以を説述し、進んで地主と小作人間に於ける現在の分配状況を記し、更に其如何に不合理であつて論争の禍根を藏するかを指摘し、最後に余が最も合理的分配法と信ずる比例法に就て詳論することとする。

小作人と工業労働者

世には小作争議を以て労働争議の一種と見做せるものが少なくない、そは全く小作争議が農業労働者たる小作人と地主との争ひであるので、労働争議が工業労働者と資本家及企業家との争と同様なるものと見做せる皮想の觀察に過ぎぬものである。

今少しく農業小作人と工業労働者との産業上に於ける立場の相違と、其各相手方である地主と企業家との位置に就て内面的考察を加ふるときは、兩者の間には

著しき相違の存することを見出し得べく、従つて小作爭議は必ずしも勞働爭議の一種として取扱の必要のないことが首肯せらるゝてあらう。

小作人も工業勞働者も、産業上に於ける勞力の提供者たる點に於ては全く同一であるが、其勞力の運用若くは使用の上に於ては兩者は著しき相違を有して居るのである。

小作人は自分で、自分の勞力を自由に使用するものであつて、工業勞働者の如く他人の意思に従ひ、他人の爲めに、其勞力を消費するものではない、小作人は所謂自己決定的勞力の提供者であつて自分自ら之れが使用者である、之に反し工業勞働者は他決的勞力の提供者であつて又他人に使用せらるゝものである、更に具體的に云へば、小作人は土地の所有者より其生産品の一定額若くは一定率を分配する約束を以て土地を借入れ、自己の自由意志に由り、自己の勞力（或は類似の他人の勞力）を使用して農業を經營するものであつて、他に比して例へ貧弱な

りとは云へ、産業上より云へば明に一個獨立の事業經營者である、之に反し工業勞働者は一定の貨幣價を以て、自己の勞力を供給するの約束をなし、他人の經營する事業に従事し其勞力の使用に於ては、他人即雇主若くは其代理者の指圖の儘に殆ど機械と同様に行動するに過ぎぬものである。

従つて小作人は他の企業者の如く、年の豊凶に基く生産品の多少と、又一部貨幣價格の變動即收穫物相場の高下に由る収入増減の責任は自ら之を負はねばならぬ、之に反し工業勞働者は直接其經營の衝に當つて居ない爲めに事業の盛衰に關する責任は之を負はねばならぬ理由はない、従つて常に約束通りの報酬は之を受くことが出来る、即ち前者に於ては其勞働に對する報酬は毎に不定であるも後者に於ては必ず一定して居る。

勿論工業勞働者も其従事する事業が甚しく不況に陥るに於ては賃銀の引下のみならず、事業に携はることすら拒絶せらるゝ場合も少くない、然し其場合に於て

も、其争ふ所の賃銀は將來供給する勞力に關するものであつて、小作爭議の場合の如く其過去に使用せし勞力の報酬に對する問題ではない、換言すれば勞働爭議は將來の賃銀引上若くは引下反對等の論争であつて、小作爭議は已に使用せし勞力の報酬に關する争である。

社會主義の行はるゝ歐洲諸國の中には勞働者をして事業經營に参加せしむべしと主張するものが少くない、又其主張を實地に應用せし所もなきにしもあらず、然し我國に於ては勞働者の事業經營參加の實現を見ることは容易の業でないといふて差支はない、萬一今日の經濟組織の下に於て勞働者が大に其地位を進め、各種の事業をして其點迄社會主義化することが出來得るとするも、富の分配が今日と著しき相違を示さない限りは、單に工業勞働者が企業家の經營に参加すると云ふ美名を得るに止まり、教育修養等の點に於て常に一籌を輸し、依然其の指揮の下に立たざるを得ないであらう、又假令此等の諸點も近く對等の域に進むことが

出來るものとするも、現代の如き工業組織が大規模のものであつて見れば一部の勞働者即小數の代表者が其參加者たるのみであつて、其他の多數勞働者は依然機械的に他人の指揮のまゝに勞働せねばならぬもので、彼の小作人が各自全然自己の自由裁斷の下に自由に勞働するものとは尙ほ同日に論ずべからざるものである。

小作人は工業勞働者よりも寧ろ工業上の企業者に酷似して居るものである、彼は他人所有の土地を借入れ、之を以て自ら自由に農業を經營し、其盛衰の責に任じ、其生産品は一先づ之を自己の手中に收め、分配者たる地位に立てるの點は工業上の企業者と異なる所はない、然し其企業に缺くべらざる要素が一は一定の場所に定着せる土地であつて、他は轉々自在の流動資本であると云ふ相違がある、従つて小作人は其所要の土地は略之れを其住宅地附近に求めねばならぬも企業家は普く之を全國各地は勿論海外諸國にすら求むることが出來るものである、又之

に對して分配する報酬は、小作人に於ては主として其生産せし農産物であつて通貨を以てする場合は至て稀である勿論歐米諸國に於ては通貨を以てするを普通とせるも我國に於ては全く例外に屬する、之に反し工業上の企業家は其借入るゝ所のものも主として通貨であるが其分配すべき報酬も亦通貨を以てするのである。

其支拂方法にも亦相違を有して居る、小作人は一般に地主に對し文書若くは口約の相違あるにせよ、悉く一定の數量を分配すべき契約を結んで居る、之に反し工業上の企業家は必ずしも其資本家に對し一定金額の支拂を約束しては居ない、今日の實際に於ては、一定金額の支拂をなす部分は寧ろ比較的少額であつて其大部分は収益の多少に従つて其分配額の増減を行つて居る、即ち普通の借入金若くは社債の發行に由りて得たる資本に對しては其分配額は一定して居るも、株式會社の株式を引受けたる資本主や、組合組織の出資者に對しては必ずしも一定のものでなく、概して不定の分配をなして居る従つて其分配に預かれるものも、一は

毎年略一定の生産物を收受するも、其市價は絶へず變動するを以て換價の危険を負擔することとなり、一は必ずしも毎年一定額の分配を期する能はざるも、換價上の危険を負擔するの要はないのである。

斯く仔細に觀察を下すときは、小作人は生産行程に於て筋肉労働の提供者たる點に於ては工業労働者と選ぶ所なきも、自由意志を以て事業を經營し其生産の結果を分配するの地位を占めて居る點に於ては工業上の企業者と全く異なる所はない唯其分配するものに於て生産品と利益金即ち現品と通貨との相違を有するのみである、故に若し歐米に行はるるが如く、小作料を悉く通貨にて支拂ふ様に更むるに於ては其額の一定と否とを問はず、産業上より見れば小作人は全く工業上の企業者に等しく其土地を提供せる地主は、工業上の出資者と何等選ぶ所はない、従つて小作人たる農業上の企業者が地主に對し其分配額の輕減を企圖する小作爭議と單に労働を提供する工業労働者が、其使用人たる企業家に對して、利益の分配

増加を要求する労働争議とは其實質に於て著しき相違を有して居るものであつて單に皮想の觀察に由て一樣に取扱ふべきものでないことは了解せらるゝであらう以下更に詳論することとする。

小作争議と労働争議

労働争議は、文化の發達に伴ひ、其内容に於て漸次變化し益複雑となることは争ふべからざる事實であるも、要するに工業上（礦業其他を含む）の労働者と其事業の經營者との間に於ける、勞銀の引上労働時間の短縮、待遇方法の改善等に關する争議である、稀には労働者が事業經營の参加を要求する場合なきにしもあらざるも我國に於ては、其例甚だ僅少であつて、今日迄の所では争議の大部分は賃銀引上、待遇改善の要求に基けるものである、甚しきは唯單に賃銀の安定のみを目的として居るものもある、最初の争議には企業家の取得する部分が、比較的

に過大であると云ふ理由に基けるものが、多數であつたが、不景氣の襲來と共に労働者も漸次自我的となり、今日に於ては、必ずしも相手方の収益如何を問題として居るものゝみではない、収益の僅少なる場合は勿論、殆ど絶無と云ふ苦境に在る場合に於ても、依然抗争の繼續されて居る例も少くない、思ふに其主張の原づく所は事業の盛衰は之れが經營の任に當れるものゝ負ふべき責任であつて、經營に参加して居ない労働者の關知すべき限りではない、事業の好況と否とに拘らず、日々文化の進歩を見る以上、労働者も社會の一員として進歩に伴ひ、衣食住の向上を計らざるを得ない、従つて、賃銀の引上要求は必然の結果であると云ふのである、換言すれば、労働者をして事業の經營に参加せしむるか、然らざれば、収益の如何に拘らず社會の進歩發達に伴ひ之に相當すべき賃銀を支給し其待遇の改善をなすべしと主張するものである。

之に反し、現代の小作争議は、労働時間の短縮でもなければ、待遇の改良要求

でもない、單に地主に對する分配額を輕減し自己の保留分を多くせんとするのみである、其主張の原因中には、まゝ地主の徒らに富み且貴きに反し小作人の益貧にして且賤なりと云ふが如き現代の社會組織の根本に觸れたるものなきにしもあらずとは云へ、其多くは小作人が地主に分配すべき收穫高の多少は、人力の及ばざる天候其他自然の原因に由れるものであつて、獨り經營の衝に當れる小作人のみの負擔に歸すべきものではない、土地を提供して其産業に關係せる地主も亦關係者の一員として相當之れが責任を分擔すべきは當然のことであると云ふ穩當なる主張に出てゝ居る様である。

して見れば、小作爭議は契約上の小作料を最高とし、分配を受くべき地位に置かれたる地主に對し其分配額を契約高よりも減少せんとするものであつて、勞働爭議は契約勞銀を最低とし、分配權を掌握せる經營者に對し其引上を要求するものである、即ち前者は契約高よりも少額の分配に甘せんことを請求し、後者は、

より以上の分配を迫るものであつて其實質に於ては全然相違を有するものと云はねばならぬ。

従つて勞働爭議の終局は、一は收益の分配に於て勞働者報酬の無限大、即資本家及企業家の報酬の無限小であり、一は分配額増減に對する責任共擔即事業經營參加であつて、資本家即企業家即勞働者と云ふ境域に迄進歩するか、又は三者若くは二者が、同一の權義の下に置かれたる共同經營に歸著すべきものであると同様に、小作爭議の終局は地主に對する生産品分配の無限小即小作者自身の保留分の無限大であつて、地主即農耕者、小作者即地主となるべきものである、更に具體的に云へば小作人をして全部自作農たらしむるに至るか、又は土地を悉く國有となし今日各地に存する地主階級を存在せしめざるに至らしむるの外ないのである。

斯くして小作爭議は終熄せしめ得べきも、之が爲め農業上の爭議は決して絶無

となるものではない、其場合に於ては小作爭議は變じて農民對國家の抗爭即地租輕減運動となるか、若くは農業對他の産業抗爭即農業特別保護論となるべきや想像に難くないのである。

今日の經濟組織に於て、労働者をして悉く資本家又は企業家たらしむることの不可能であることは言を待たぬ所である、又企業家との共同經營問題も、理論上は兎に角、代表者の選定方法にせよ、又其協議方法にせよ、之れか決定には頗る面倒なる問題を伴ひ實現は決して容易ではない、特に現代の工業組織は小より中、中より大と着々増大し、其所要資本の際限なく擴大すると共に、之に携はるべき労働者の數は益増加し、其困難の度は一層甚しいのである、而かも之れには一朝一夕に期し難き教育の普及と云ふが如き重大問題を前提とせねばならぬので更に困難を加ふるのである。

之に反し土地を悉く國有となすか、農耕者を悉く地主となすとか云ふことは、

金錢問題即財政問題であつて必ずしも不可能のものとは云へない、然し我國の耕地面積は田三百二萬五千餘町畑二百九十八萬九千餘町步であつて市價頗る高價なれば、悉く之を政府に買上ぐるに於ては、假令其買入値段を最近日本勸業銀行の調査せし普通地の相場、即田は一反五百八十四圓畑は一反二百五十圓と推定するも田は、百七十六億六千餘萬圓畑は、百四億六千餘萬圓都合二百八十一億三千餘萬圓の巨額に上るべく、之に五分利公債を時價に準して交付するとすれば其總額面は三百五十億圓に達し其利子のみにても年十七億五千餘萬圓に上り、國庫の堪へ得る所ではなからう、又全部之を農耕者に負擔せしめんか、田は一反當り公債利子三十六圓四十錢畑は二十一圓八十五錢であつて農耕者の堪ゆる所でないことは明である、其上彼等は更に現に負擔せる地租其他の公課をも負擔せざるべからざれば、米價の高低、作物の豊凶に由り國家は小作爭議以上の爭議に煩はざるに至るであらう。

加之土地を悉く證券化するに於ては、證券市場は證券の洪水に大混亂を來し、資産家は不動産の動産化に由つて周章し、經濟界は其攪亂に堪へざるに至るであらう、是云ふべくして行ふべからざるものである。

又今日一般に最良の策として是認せらるる所の自作農創設問題即小作人を全部自作農たらしめんとする方法の如きも、殆五十歩、百歩であつて、唯其困難の度土地國有の如くならざるのみである。

勿論自作農の要する土地には一定の限度があつて、例令機械其他天然力の應用が著しく増大するも、農業上應用すべき範圍は尙ほ狭少であるので、自作單位の耕作し得べき面積は、多くも數町を出てぬと云ふ點よりして餘程可能の様に思はしむるのである、されば小作制度調査會に於ても之が遂行を政府に建議し、先年全国農工銀行大會に於ても自作農獎勵に關する土地購入資金として低利資金供給方を政府當局に申請するに決し日本勸業銀行を始め全國農工銀行中自作農創設獎

勵に關する施設をなせるもの少からざる所以である。

大正十一年四月日本勸業銀行の調査せし自作農獎勵を施設せし府縣、銀行及團體名

(一) 府縣名

- イ、新潟縣
- ロ、岐阜縣
- ハ、滋賀縣
- ニ、島根縣
- ホ、大阪府社會課
- ヘ、佐賀縣

(二) 銀行名

- イ、濃飛農工銀行
- ロ、廣島縣農工銀行

(三) 農會名

- イ、三重縣農會
- ロ、奈良縣農會

(四) 組合

イ、滋賀縣産業組合連合會

ロ、福岡縣粕屋郡青柳村信用組合

ハ、山口縣宇部市信用組合

ニ、岐阜縣産業組合

ホ、愛媛縣余土村自作農獎勵會

左れど我國耕地の大半は小作地であつて、其全部を小作人に持たしむるには少からざる資金を要し、銀行や府縣や組合其他團體の能くする所ではないのである。

畑 田	全國耕地總反別	自作反別	小作反別	百分比	
				自作	小作
	三、〇二五、〇三六町	一、四五七、九九三町	一、五六七、〇四三町	四八、二〇分	五一、八〇分
	二、九八九、一六二	一、七六六、九四四	一、二二二、二一八	五九、一一	四〇、八九

假令一時農耕者をして悉く自作農たらしめ得るとしても、土地の買入價格をし

て今日の如き高價を以てするときは、比較的低利の資金を供給するにせよ、土地の收穫高は決して土地買入資金の利子を償ふ能はざるべく、其元金償却の如き殆ど思もよらざる所であらう。

左れど、小作なるものは小作人が他人の有する田地を賃借利用するものであつて、自己の田地を自己が使用するが如く親切でないことは言を待たない所である、従つて小作爭議問題以外、一國の農業政策より見て歓迎すべきものではないので、此の制度は永く保存し助長を計るべき良制度ではない、出來得べくんば、一日も早く之れが絶滅を期せねばならぬと云ふことは論なき所である。

元來今日行はるゝ小作制度なるものは、保護獎勵に由つて發達せるものではなく、我國に於ける社會組織上の必要に應じて自然に成立せしものとは云へ、現に中央は勿論各地に於ても之れが改廢に力を盡すにも拘はらず、少しも衰微の傾向を示さざるは、何か之れを培養するものあつて之れが發達を助長せしむるものでは

なからうか、是れ大に研究を要する問題と云はねばならぬ。

農業制度自體に欠陥あるは、勿論又現在の小作制度就中地主と小作人間に於ける分配上にも何等かの欠陥が存するのではなからうか、若し然りとすれば、今日に於て之を改正し其分配を合理的たらしむることは、直に現在の小作制度を絶滅せしむるに至らざる迄も、之に至らしむる一方法であつて少くとも其勢を挫くこととなり、小作爭議解決の絶對唯一の要件と迄は云ふべからざるにせよ、小作爭議緩和の最も有效劑であることは論なき所である、由て先づ産業組織上に於ける地主と小作人との立場を明にし進んで現時各地に於ける兩者の分配状況を究め其是非を質すこととする。

産業組織上に於ける地主と小作人

實際問題を離れ、社會共働共榮の純理より見れば、一部のものゝ唱ふるが如く

純然たる資本家又は地主階級の存在は、必ずしも歓迎すべきものでない様である。

然し前にも記した通り、此種の階級は、現在の經濟組織下に於ける自然の產物であつて、又今日に於ては至極調法のものである、現在の經濟組織に於て所謂資本家階級なるものなからんか、大工業は如何にして經營さるゝてあらう、而して世界の經濟戰場に列國と轡を並べて馳驅することが出來やう、現代の經濟界、就中工業界の目標は大企業であつて、又其實現は經濟組織の現状より見て、當然の歸結と云ふべきである。

大企業には、必ず巨額の資本を要し、資本家の出現を必要とする、勿論株式組織とか、組合組織とか云へる小資本吸収の便法、案出せられて以來は、必ずしも專業の大資本家を必要とせないが、事業の規模擴大すると共に、必要の有無は兎に角、益大資本家の出現を促して止まないものである。

已に記せしが如く、農業は其性質工業と同じからず、教育の進歩機械の應用に

由りて其規模を擴大する範圍も略察せらるゝ所であつて、其一企業には決して廣大なる面積を必要としない、又自作農は遙に小作農よりも優良の成績を擧ぐるを以て、農業本來より云へば、自ら耕作し得べき面積以上を所有する大地主の必要は認め難のである。

加之、工業界に其必要なる大資本家が現はるゝときは、必要でない貧窮階級が起ると同様に、農業界にも余り必要でない大地主が生ずれば、社會上惠まれざる小作階級が起つて來る、己に大地主の存せんか小作の成立は已むべからざるものがある、思ふに資本家が土地を買入るゝに當りては、自ら耕さざる限り必ず小作人の存否及其狀況の有利を見定めたる後の事であつて、農業者の轉業他の職業の如く自由ならざる現況に於ては、耕地に對し耕作人の缺乏を訴ふるが如きは萬なき所である、近來小作爭議強烈なる、地方に於ては土地を返還して耕作を拒絶するものありと雖、そは單に感情激越の爲めの一時的現象に過ぎざるものであつて、争

議の緩和と共に小作引受の皆無を訴ふるの要なきに至るべきである。

其斯の如く經濟上にも又社會上にも歓迎すべからざる、小作制度即地主對無所有地農耕者制度も現代の經濟組織、即所謂資本主義經濟組織の下に於ては殆ど已むを得ざる産物と云はねばならぬ。

元來農業は他の産業の様に進歩發達の迅速なるものではない、従つて他の産業の如く、其經營者に満足なる利益を與ふことは出來ぬ、爲めに之に従事するものゝ資力は容易に増大し得ないので、輕微なる事故の爲めにすら、職業に缺ぐべからざる土地を手放さねばならぬことが少くない、一度其所有地を賣つて小作人とならんか、利益の僅少なるが爲め、之を回復して地主に復歸することは決して容易でない、之に反し土地の収益は比較的に多からざるにせよ、堅實であつて他の企業の如く収益皆無の憂なければ、土地の投資者は漸次其富を増大するを常とするのである、斯くして地主は愈大地主となり、小農は漸次小作となるのである。

若し小地主の衰へると共に、大地主も亦減少するに於ては農業其もの、不良を物語るものであるも、事實は之に反し、大地主は年々土地兼併を行ふて愈増大するに反し、小農は益小農となり、年を逐ふて小作の増加するは單に農業自體の缺陷のみに歸すべきでない、従つて地主と小作人との分配に就て研究するの要あるものと云はねばならぬ。其考察を進むるに先ち、小作に關する概念を適切ならしむる爲め、小作の種類と其性質等に就て少しく記述するも無益の業てはなからう。

小作には普通に所謂小作以外、永小作とか、仲小作とか云ふが如き種類あるのみならず、小作料算定方法の相違に基き、定免小作とか免引小作とか云ふが如き種類もあつて、小作人と地主との關係は必ずしも一樣ではない。

永小作は貸借期限上の區別であつて、其他の點は普通の小作と大差はない、之に反し仲小作とは借地人が、直接自己經營の目的を以てせず、單に地主より一定

の小作料支拂の契約を以て土地を借入れ、之を其借入料以上の小作料にて實際の小作人に賃貸するもの、謂であつて、仲小作人は所謂小作人とは全く其趣きを異にして居る、然し其再借地人は普通の小作人と少しも異なる所はない、唯其相手方が地主にあらずして其借地人たるの相違あるのみである。

我國の法律には永小作にも仲小作を認めて居るので、仲小作は普通の小作にも亦永小作にも共に行はれて居る、然し其性質上永小作人の方に多かるべき場合のものであるが、新潟縣下に於ては主として普通小作に行はれて居る様である。

地主が何故に仲小作制を採用するかと云ふに、大地主にして個々の小作人と直接小作契約を結ぶは煩雜であるのみならず小作人の信用を知ること困難なる場合がある、故に一括して信用ある仲小作人に小作をなましむるを便とするからである。

永小作の直接耕作者、仲小作の最後の小作者、及普通小作の小作人は何れも同一の立場にあるもので、唯其借入條件とか、相手方とかが相違あるのみである。

定免小作とは非常なる天災の場合の外、多少の豊凶には一定の小作料を支拂ふべき約束ある小作の謂であつて、其小作料は比較的長期間の平均收穫高を標準とし、普通のものよりは稍低きを常として居る、現に新潟縣下に行はるゝ定免の小作料は普通收穫高の五割以下を程度として居る、之に反し免引小作とは、重に稍豊作の際の收穫高を標準として其小作料を定むるものゝ謂ひであつて、普通の年柄に於ては實地の検見を要求し、其實況精査の上、小作料を割引せしむるものであつて、契約小作料は、普通の收穫高に對し六割以上を常として居るも、地主の實際收むる所は決して定免以上に出づるものではない、要するに兩者は單に小作料決定方法の相違に基く差違に過ぎぬものであるも、そは全く小作地に定着せるとても云ふべきものであつて小作人が自由に其一を撰擇することは出來ないものである。

以上何れの場合に於ても、土地の所有者は、豫め一定の小作料を收受すべき約

束を以て、直接又は間接の農耕者に其土地を提供し、其土地の公課に對しては、自ら其負擔に任ずるものであつて（地方に由り小作人にて地租を負擔するものあり、二毛作地方に於て第一毛作より小作料を支拂はしめ第二毛作より地租其他の公課を負擔せしむるものあるも其行はるる區域は至て廣からず）土地の使用方法、耕作の如何に就ては、甚しく土地の實質を變化せしめざる限りは、何等の交渉又は干涉を有して居ない、之に反し小作人にして一度其土地を借入るゝときは、全然之を自己の管理の下に置き、自己の自由意志を以て之を經營し、之れが耕作に要する勞力は勿論、肥料其他の必要品を提供し其作物は、一先づ全部を收め、其一部を地主に分配するのみである。

故に現状にては、地主は必ずしも土地の所在地附近に居住するの必要なく又經營に要する智識をも必要とせぬ、恰も商工業に於ける株式會社の株主と同様の地位に在つて唯舊慣上農業と直接交渉あるが如く装へるに過ぎぬものである。

されば近年に至り、各地の大地主にして其管理を代理人に一任し出でて都會に住するもの少からざるは全く之が爲めである、然し今日の如く分配上に争議の絶えざるの際に小作人の提案を了解し得ると否とは、交渉解決に難易あるのみではなく協調上に支障少からぬので地主の争議対策としては、勉めて其所有地の附近に居住し常に農業に接觸し、其實況を知り置くの必要あると云はねばならぬ。

労働争議の當事者は資本家對労働者にあらずして、労働者對企業者であるが故に、資本家は常に必ずしも労働者の實狀を明にして置くの必要はない、されど、小作争議の當事者は地主對小作人であつて地主は資本家の如く第三者ではない、故に之に關する智識の必要なるは言を待たぬ所である。

以上略々地主と小作人との關係を明にせるを以て、更に進んで双方間に於ける現在の分配法を明にし其理非如何に就て考察を加ふることとする。

現在の分配方法

土地の提供者たる地主と農業經營者たる小作人との間に於ける現在の收穫高分配法は、半定量法とでも云ふべきであつて、借地契約締結の初めに當り、一方の當事者たる地主の收得すべき部分を決定せるを以て表面上には收穫高の如何に拘らず、小作料を一定せるが故に、一方の當事者たる小作人の収入量は年々著しき増減あることとなつて居るのである。

勿論其小作料を決定するに當りては、年々の産額を基礎とし略之れが何割と云ふが如き漠然たる標準に據れるものであることは争ふべからざる事實であるも、其決定せし所のものは、一定の數量であつて收穫高に對する一定の割合ではない従つて土地の肥瘠、作毛の多少に由り相違あるのみならず、常免又は免引と云ふが如き小作料決定方法の相違に由りても亦多少の相違を有することは言を待たぬ

所であるも、それは唯單に一定の數量を決する爲めの相違であつて、一度其決定を見んか、茲に地主の所得は一定し、表面上には殆ど年の豊凶とは關係を有せぬこととなるのである、然るに米の收穫高には年々甚しき増減あるもので、従つて小作人の所得は年毎に著しき増減を來するのである、勿論地主の收むる所も現物であるので、其市價の變動に由り貨幣價に於ては年々少からざる相違を有することは言を待たぬ、先づ試に兩者間の分配狀況を方程式にて表示すれば左の如くなるのである。

收穫高は不定にして小作料は一定せり故に

(收穫高 - 小作料 = 小作人所得)は不定とす

又米價は常に變動あるを以て小作料は一定せるも其換價は不定とす

(小作料 × 米價 = 地主の總收入)は不定とす

小作人の所得は不定にして之れが換價も亦不定なるに肥料其他の費用は略一定

すれば其經營に對する報酬は更に不定と見ざるべからず即ち

(小作人の所得 × 米價 - 肥料其他の費用) = 地主に對する報酬

地主の收むる貨幣量は不定にして負擔する公課は略一定せるを以て地主の純所得は不定とす即

(小作料 × 米價 - 公課) = 地主の純所得

世には米價の安定を企て、小作爭議の解決を計らんとするものあり、それは小作爭議の真相を解せざるもの、云ふ所であることは右の方程式を仔細に考察するときは直に其誤りを覺ることが出來よう、即小作爭議は收穫高の分配問題であつて其市價の高低問題ではない、米價の高低は地主の總益には少からざる影響を與ふるも、直接地主、小作人間の分配問題には關係はない。

勿論小作人も、肥料代金其他一家の經費には通貨を要するを以て、其收得米の貨幣價の多少は自家の盛衰と直接の關係を有するも收穫高の分配問題たる小作問

題とは直接の交渉を有しない、勿論自家収入の減少を以て小作爭議の原因となせるものもあるも、それは其實政府對農民の問題であつて小作人對地主の問題ではな

5。又更に前記方程式に就て考察を加へ小作人と地主との分配状況を明にすることとする。

小作料は契約上には一定せるも、實際は如何なる場合に於ても收穫高を超過する所なきものとする若し凶作にして小作料以下に下るときは小作料は必ず其以下に輕減さるべき運命を有するものとす、故に、

小作人の總収入をAとし肥料其他必要の經費をBとし經營に對する報酬をXとすればAは必ずしもBより大ならず、従つてXは必ずしも(十)の場合のみならず(一)の場合あり得るものとす。

土地の公課は一定せるも、小作料を超過することなし、小作料を超過する恐れ

ある場合は必ず減免税を見るべき運命を有するものとす故に、

地主の總収入をCとし公課及其他の負擔をDとし地主の純益をYとすればCは不定なるもDは決してCより大ならざるを以てYは常に存するものとす。

尙ほ少しく詳論する

已に記せしが如く、收穫高は人力以外、天候等に支配せられ、年々著しき増減があるので、其中より一定の小作料を差引くときは、假令常免法の小作料にせよ小作人の手許には幾何も殘存せないことがある。

全國米產額

年	別	米	一反當收穫
自明治二十六年五ヶ年平均		三七、六三五、〇〇〇石	一、三五九
至同三十二年五ヶ年平均		四二、四七九、〇〇〇	一、四九七
自同三十五年五ヶ年平均		四六、二八六、〇〇〇	一、六〇四
至同三十九年五ヶ年平均			

自同 四十二年	五〇、五八七、〇〇〇	一、七一一
自大正 元年	五五、二三九、〇〇〇	一、八〇八
至同 六年	五四、六九九、〇〇〇	一、七六八
大正 七年	六〇、八一八、〇〇〇	一、九五九
同 八年	六三、二〇九、〇〇〇	二、〇二二
同 九年	五五、一八二、〇〇〇	一、七六一
同 十年	六〇、六九一、〇〇〇	一、九三二
同 十一年	五八、九二〇、〇〇〇	一、八八八
以上五ヶ年平均	五五、四六六、〇〇〇	一、七六二
大正十二年		

明治四十二年以降十五ヶ年間に於ける最高最低を見るに左の如し

最高 (大正九年)	六三、二〇九、〇〇〇石	(二、〇二二)
最低 (明治四十三年)	四六、六三三、〇〇〇	(一、五八一)
差額	一六、五七六、〇〇〇	(〇、四四一)

其差は最高に比すれば二割六分二厘強最低に比すれば三割五分五厘に當れり
 一反歩當り平均收穫高は一石八斗強にして其常免小作料は九斗乃至九斗八升なり、大正九年に於ける小作人の殘留分は一石三升強乃至一石一斗二升なるも明治四十三年には僅に五斗九升一合乃至六斗八升一合にして半額に過ぎず

又肥料は施肥當時即收穫以前の米價に由り増減せらるゝ所多く收穫高とは決して比例するものではない、故に收穫高の著しく減少する場合か若くは收穫後米價の著しく下落する場合には小作人は小作料と肥料代とを支拂へる殘の、自己の經營に對する報酬は若干も殘存せざるものである。

例へば近年の凶作大正十年の平均收穫高一反歩當り石七斗六升より小作料平均九斗五升を差引けば小作人の手許在高は八斗一升到過ぎず而して施肥一反歩當り十二圓とすれば同年の米價平均三十圓七十錢にては其代金米約四斗に相當し、之を差引くときは小作人の手許には僅に四斗餘を殘存するに過ぎず。

又大正五年平均收穫高は一反歩當り石九斗三合にして小作平均九斗五升を差引くときは小作人の手許在高は九斗五升三合となるも施肥の代一反當り十圓とするも同年の米價は平均僅に十三圓六十六錢に

過ぎざれば七斗三升は肥料代に要し手許残存高は僅に二斗二升到過ぎざるべし。

更に地主の側を見るに、土地の公課は如何なる場合に於ても小作料を越ゆることなしと云ふて差支はない。

小作料は現物にて受取り公課は通貨にて一定額を納付するを以て直に對照することは出来ないが、普通は小作料の六分の一乃至七分の一であつて五分一に上るものは稀である、而して米の收穫高は凶年に於ても半年作より二割五分以上の減收を見ることはない、従つて小作料の半減せらるゝことはない、小作料の輕減せらるゝは不作の年であつて、米價の騰貴せる際であれば數量は減少するも換價は却つて増大するので地主は公課に苦むものではない。

全國の田地の地價總額は十億千四百五十五萬四千九百七十二圓にして民有田面積は二百九十四萬三千五百二十五町歩なるを以て一反當り平均地價は三十四圓四十錢餘とす而して土地の公課は其百分十二乃至十五にして二十に達せるものは稀なり従つて四圓十二錢乃至五圓十六錢に過ぎず。

地主の苦痛を訴ふるは凶年でなくして豊年の米價安の時代である、豊作の時には米價は下落するも小作料は契約通り收入することが出来るので、地主は豊凶共に其手許相當の餘剰を存するものである、現在の分配法は上述の如きものであつて明に缺陷あることを暴露せるものと云ふべきである。

同一企業の関係者たる地主と小作人とが、一方は其繁榮を希望し收穫の益多からんことを期するに當り他方は却つて其隆昌を欲せず、收穫高の減少を望むと云ふが如き制度は決して合理的のものと云ふべからざるものである。

尙ほ茲に一事の注意すべきものがある則ち從來不作の際に於ては小作人は必ず小作料減免の主張を怠ることなきも、豊作の際に於ては、其收穫高の如何に豫想外に多き時と雖も、地主より分配の増加を迫ることを耳にしたことはない、而して現任の小作料は免引小作を除いては、普通の收穫高を基礎として定めたるものである、然るに其普通小作料は其實最高小作料として取扱はれて居るに拘らず小

作人は殆ど永久に小作人であつて自己の獨力を以てしては容易に自作農に進展する能はず、之に反し地主は益其富を増大し土地の兼併愈行はるゝを以て見れば今日各地に行はるゝ小作料は高きに失するか、又は其分配方法が不完全であることを證明するものと云はねばならぬ。

耕作農家戸數百分比

年次	自作	小作	自作兼小作
大正元年	三二、四分	二七、五分	三九、九八
同 二年	三二、〇五	二七、九四	四〇、〇一
同 三年	三一、七三	二七、八五	四〇、四二
同 四年	三一、五二	二七、九二	四〇、五六
同 五年	三一、〇八	二七、九四	四〇、九八
同 六年	三一、〇二	二八、〇五	四〇、九三
同 七年	三〇、九八	二八、三一	四〇、七一
同 八年	三一、〇三	二八、二〇	四〇、七七

收穫高と小作料

同 九年	三〇、六八	二八、四一	四〇、九一
同 十年	三〇、五九	二八、五〇	四〇、九一
同 十一年	三〇、六〇	二八、三八	四〇、〇二

今日各地に行はるゝ小作料は一見其收穫高に基て定めたるものゝ様であるが、少しく個々に就て調査を加ふるときは、(一) 土地分布の状況即田地と畑地との割合、(二) 耕地に對する人口の疎密即小作人の多寡、(三) 文化の程度、即附近に於ける商工業進歩の遲速、(四) 土地取得の状況即土地買入事情等に基き決定せられたるもの多く、従つて生産力は略同一のものであつても、土地の異なり所有主の相違に因り小作料は悉く一樣でない、されど何れの場合に於ても全然其生産力を無視せるものなく、生産力は依然小作料決定の根幹をなして居ることは

疑ふべからざる事實である、従つて前章に於て地主と小作人との間に於ける分配上の幸、不幸に就ては少しく概説する所があつたが更に進んで全國に互り收穫高と小作料との關係を知るの必要を感ずるのである。

然るに全國に互り小作地の收穫高に關する資料を手にする能はず、従つて小作料の之に對する割合等を知ることの出來ないのは遺憾であるが、幸に新潟縣下各郡に互り其收穫高と小作料とを知る事を得たので之に由り其一斑を知るの資に供する。

新潟は一毛作地であつて、而かも大地主多く小作地の多き全國其類稀であるので、收穫高と小作料との關係を知るには最も好個の資料と云ふて差支へない。

收穫高及小作料對照表 (大正十一年調)

地方名	收穫高	契約小作料	實收小作料	收穫高に對する契約小作料割合	收穫高に對する實收小作料割合	契約小作料に對する實收小作料割合
上田	二、二三	一、一二	一、〇二	五〇分	四五分	九〇分

北蒲原			中蒲原			西蒲原			南蒲原			東蒲原		
中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田
一、八三	一、四〇	二、二二	一、八七	一、五二	二、三八	二、〇六	一、五四	二、三六	一、九八	一、六一	二、三六	一、九七	一、三四	一、一一
、九八	、八四	、一〇	、〇六	、九三	、一一	、九三	、七七	、三一	、一六	、九七	、三一	、九二	、七六	、五四
、八五	、五八	、一三	、九六	、七六	、〇七	、八三	、五九	、二一	、〇一	、八一	、二一	、九〇	、七五	、五二
、五四	、六〇	、五四	、五七	、六一	、四七	、四五	、五〇	、五六	、五九	、六〇	、五九	、四七	、五七	、四九
、四六	、四一	、五一	、五一	、五〇	、四五	、四〇	、三八	、五一	、五一	、五〇	、五〇	、四六	、五六	、四七
、八七	、六八	、九四	、九〇	、八二	、九六	、八九	、七七	、九二	、八七	、八三	、八七	、九八	、九九	、九六

岩			西頸城			中頸城			東頸城			刈羽		
下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田
一、一三	一、五七	一、九二	一、四二	一、八三	二、二九	一、六〇	一、八九	二、一二	一、一五	一、六三	二、〇三	一、五四	一、八九	二、二五
、五九	、八七	、一〇五	、七六	、一〇七	、一三三	、八四	、一〇二	、一四	、七一	、九二	、一〇五	、八〇	、一〇一	、一二九
、五六	、八三	、一〇一	、七四	、一〇五	、一三〇	、八〇	、一〇〇	、一二	、五六	、八二	、一〇〇	、七八	、九九	、一二七
、五二	、五五	、五五	、五四	、五八	、五八	、五三	、五四	、五四	、六二	、五六	、五二	、五二	、五三	、五三
、五〇	、五三	、五三	、五二	、五七	、五七	、五〇	、五三	、五三	、四九	、五〇	、四九	、五一	、五二	、五二
、九五	、九七	、九六	、九七	、九八	、九八	、九五	、九八	、九八	、七九	、八九	、九五	、九八	、九八	、九八

中魚沼			南魚沼			北魚沼			古志			三島		
下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田
一、二八	一、八〇	二、一五	一、七〇	二、〇四	二、三七	一、五三	一、八四	二、一九	一、五七	二、〇〇	二、四〇	一、四九	一、八七	二、二四
、七三	、九八	、一八	、八二	、九七	、一一	、九〇	、一〇七	、一二	、八二	、一〇五	、一二六	、八五	、一〇九	、一二八
、六四	、九二	、一二	、七八	、九五	、一〇	、八二	、九九	、一五	、七六	、九八	、一二一	、八三	、一〇五	、一二四
、五七	、五四	、五五	、四八	、四八	、四七	、五九	、五八	、五五	、五二	、五三	、五三	、五七	、五八	、五七
、五〇	、五一	、五二	、四六	、四七	、四六	、五四	、五四	、五三	、四八	、四九	、五〇	、五六	、五六	、五五
、八八	、九四	、九五	、九五	、九八	、九九	、九一	、九二	、九五	、九三	、九三	、九六	、九八	、九六	、九七

平			佐		
平均	中田	上田	下田	中田	上田
一、四五	一、八四	二、二一	一、七〇	二、一三	二、三四
、七九	一、〇〇	一、二七	、七九	一、二七	一、三六
、六九	、九三	一、二二	、六五	一、〇三	一、二三
、五四	、五四	、五三	、四六	、五五	、五八
、四八	、五一	、五一	、三八	、四八	、五三
、八七	、九三	、九六	、八二	、八八	、九〇

右の統計を見るに、契約小作料の大正十年度收穫高に對する割合は、六割二分の高率に上れるものもあるも、それは唯名目のみであつて、其實收小作料は四割九分に過ぎずして、少しも普通一般のものと相違はない、其外にも六割以上のもの三ヶ所ありと雖も、其實收小作料は、一は五割にして他は四割一分の低率に止まり、普通のものよりも却つて低いのである。

地主の實際收むる小作料に至ては、五割七分に達せるものは僅に一ヶ所あるのみであつて、多數は五割五分以下に止まり、其最も低率なるものに至ては僅に三

割八分に過ぎず、普通は五割を餘り超えて居ない、即全縣の平均小作料は上田五割三分中田、下田共に五割四分に當れるも、實收小作料は上田、中田共に五割一分、下田は四割八分にして大體に於て地主と小作人とは收穫高を折半して居るのである、而して實際地主の收めし數量は上田に於ては平均一石一斗二升中田に於ては九斗三升下田に於ては六斗九升である。

既に記せしが如く、現在の小作料は定率制にあらざして定量制であるので、收穫高に對する割合は一定して居るのではなく、收穫高の増減に従つて年々異動して居るのである、全國小作地毎年の收穫高を知ることが出來れば其邊の消息は更に明瞭するのである。

左表は全國米作耕地一反歩當り米産額と全國平均の小作料とを對照せるのであつて、少しく遺憾には思はるゝも産額と小作料とは常に其増減を一致して居るものでなく、従つて其割合は毎年少からず異動あることを知ることが出来る。

年度	全國平均		新潟縣平均	
	一反步米產額	小作料對割合	一反步米產額	小作料對割合
大正九年度	二、〇六八	一、一九	一、九七二	一、〇四
大正十年度	一、八〇五	一、二四	一、七四四	一、〇三
大正十一年度	一、九九二	一、一二	一、七八四	一、〇二
大正十二年度	一、八一二	一、〇九	一、七二〇	一、〇〇

全國平均小作料は日本勸業銀行調査、一反步當米產額は農商務省の調査に由る

米產額は年の豊凶に由り増減ありとは云へ、近年農事改良の盛に行はるゝに從ひ漸次増加せるは明なるに拘らず、小作料は爭議に煩いされて漸次減少を來すのである、從つて小作料の收穫高に對する割合は近年漸次減退の勢ひありと云はねばならぬ。

一反步當り米收穫高

五ヶ年平均	一反當收穫高	五ヶ年平均	一反當收穫高
-------	--------	-------	--------

自明治三十五年五ヶ年 至同三十六年同	一、四九七	自大正六年同	一、八〇八
自明治三十五年五ヶ年 至同三十六年同	一、六〇四	自大正七年同	一、八八八
自明治四十一年同 至大正元年同	一、七一一		

全國實收小作料調

府縣名	上田				下田				普通田			
	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
青森	一、一〇	一、〇六	一、一五	一、二二	一、〇六	一、〇三	一、〇七	一、〇九	一、〇八	一、〇九	一、〇九	一、〇九
秋田	一、三三	一、〇三	一、三三	一、二八	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
岩手	一、二九	一、三三	一、三三	一、二八	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
宮城	一、二二	一、三三	一、三三	一、二八	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
山形	一、四三	一、四〇	一、三三	一、三〇	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
福島	一、二四	一、三三	一、三三	一、二八	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
新潟	一、二六	一、三三	一、三三	一、二八	一、〇七	一、〇七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三

愛媛	香川	徳島	鳥取	島根	山口	廣島	岡山	兵庫	和歌山	大阪	京都	奈良	滋賀	福井
一、七〇	一、四二	一、五九	一、五三	一、五八	一、六二	一、六三	一、七五	一、六三	一、六二	一、六六	一、五三	一、九〇	一、四九	一、五〇
一、七六	一、五五	一、四九	一、五〇	一、五六	一、五三	一、五九	一、七七	一、四三	一、四五	一、四四	一、四四	一、七七	一、三七	一、三八
一、七〇	一、四八	一、七二	一、四六	一、五三	一、五二	一、五六	一、六三	一、五三	一、四八	一、五三	一、四五	一、六五	一、三三	一、三三
一、五六	一、五〇	一、七三	一、五六	一、四九	一、五九	一、五〇	一、五五	一、四三	一、四六	一、五〇	一、四六	一、四七	一、三六	一、三五
一、〇四	、九四	、九二	、〇〇	、八五	、八三	、〇〇	、一〇	、一〇	、一〇	、一三	、九九	、二九	、〇〇	、八八
、九八	、〇八	、八六	、九六	、七六	、七九	、〇〇	、九八	、九八	、〇四	、一一	、三三	、二五	、九二	、八六
、九五	、〇五	、九九	、九〇	、八三	、五五	、九四	、八四	、九八	、九〇	、一一	、一五	、一八	、八四	、八〇
、八一	、〇四	、九九	、九〇	、八〇	、八四	、八八	、八七	、九七	、九〇	、八八	、八九	、一〇	、八三	、八二
一、三五	一、一五	一、三二	一、二七	一、二七	一、二六	一、三三	一、三五	一、三八	一、三六	一、五〇	一、二九	一、六三	一、二六	一、一五
一、三七	一、三五	一、二七	一、二六	一、二五	一、二七	一、三二	一、三七	一、二六	一、三六	一、二五	一、二八	一、五三	一、一五	一、一三
一、三六	一、二五	一、三七	一、一八	一、二四	一、一九	一、三三	一、三三	一、〇〇	一、一八	一、一四	一、三三	一、四三	一、一四	一、〇六
一、三二	一、二八	一、四〇	一、三三	一、一九	一、一七	一、〇一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、三三	一、二六	一、〇四	一、〇六

石川	富山	岐阜	三重	愛知	静岡	山梨	長野	神奈川	東京	埼玉	千葉	茨城	栃木	群馬
一、五四	一、三四	一、三七	一、三五	一、四八	一、四八	一、七二	一、四七	一、六一	一、三〇	一、二五	一、三三	一、二七	一、六〇	一、三八
一、三六	一、三三	一、二八	一、二四	一、三八	一、三三	一、八一	一、五〇	一、三八	一、五〇	一、一五	一、二二	一、二五	一、四六	一、三二
一、一五	一、四六	一、三四	一、一九	一、三三	一、三五	一、六五	一、四三	一、三四	一、一〇	一、二六	一、二六	一、二四	一、四六	一、三七
一、二四	一、四八	一、三三	一、三三	一、三三	一、三八	一、六九	一、六六	一、二九	一、〇三	一、一九	一、二二	一、二二	一、三三	一、四五
、八八	、七七	、八四	、八五	、八三	、九〇	、九三	、九七	、九二	、八七	、八一	、八三	、七六	、九〇	、九七
、九〇	、八〇	、八〇	、七八	、七五	、八七	、九六	、九三	、九〇	、九五	、八一	、七七	、七四	、七五	、八九
、七八	、九四	、八三	、七八	、七五	、八七	、九八	、九七	、七八	、六七	、八三	、七五	、七五	、七五	、八九
、七六	、八六	、七八	、七二	、七六	、七四	、一〇六	、九九	、七五	、六八	、七四	、七四	、〇〇	、七五	、九六
一、三二	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一六	一、一三	一、一九	一、一三	一、〇三	一、〇三	一、〇四	一、〇四	一、〇一	一、一六	一、一七
一、一一	、九九	、〇七	、〇四	、一〇	、一〇	、一四	、一六	、一一	、一一	、九八	、〇〇	、〇〇	、一四	、一一
、九七	、一四	、一〇	、一〇	、〇〇	、一三	、一七	、一四	、一〇	、八九	、九八	、九六	、九六	、一〇	、一〇
、九六	、一一	、一〇	、九七	、九五	、一〇	、一四	、一四	、一〇	、八五	、九三	、九二	、九二	、七〇	、一四

高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	平均
一、三三	一、五七	一、六〇	一、五〇	一、五五	一、六〇	一、四三	一、四九	一、四四
一、七六	一、四三	一、四八	一、五〇	一、六二	一、五五	一、七〇	一、三六	一、四四
一、六六	一、五三	一、四三	一、五二	一、五五	一、四四	一、三六	一、四九	一、三六
一、七二	一、四五	一、四九	一、四三	一、四〇	一、四三	一、四三	一、三九	一、三七
九、九	八、七	九、六	八、四	八、六	九、〇	七、六	八、六	八、九
一、〇〇	八、一	九、二	七、三	八、七	八、八	七、七	七、三	九、〇
一、〇一	七、七	九、七	八、二	九、六	八、五	七、九	八、三	八、六
一、〇八	八、四	九、九	六、九	八、七	七、七	七、六	七、四	七、三
一、三六	一、三二	一、三六	一、三三	一、三九	一、三七	一、三三	一、二八	一、三〇
一、三五	一、一七	一、三三	一、二二	一、三三	一、二六	一、三三	一、一〇	一、一七
一、三五	一、三三	一、三三	一、二七	一、三五	一、二八	一、〇九	一、三三	一、一五
一、四三	一、一五	一、三三	一、一六	一、一九	一、一五	一、〇五	一、〇五	一、一一

以上の研究に由り、地主の所得の比較的安んずるに反し、小作人の収入の如何にも頼りなきことと、收穫高の分配割合は年々一定せざるも大體五分、五分であるも地主の所得は少しく小作人より多きを普通とせることを明にすることを得たのである、されど此のみにては、其分配法が果して失當であるや否と云ふが如

き理非は斷ずることは出来ない、何となれば地主の提供せる土地と小作人の提供せる勞力及肥料との對比が明瞭でない限りは、其割合は未だ輕重に關する眞の意味を現はして居ないのである。

由て更に進んで、地主が今日收得する小作料は其提供せる土地放資に對し、如何なる程度の利廻に當るものであるか、又其利廻は之を他の同種類の資本放下に比し如何なる程度のものであるか、又小作人の所得は其經營報酬として如何なる程度にあるのであるか、其報酬は略同種勞働賃銀に比し如何なる地位にあるかを明にせねばならぬ。

土地放資の利廻

前述の如く小作農業に於ては地主は其企業に欠ぐべからざる土地を提供し、之に對して其生産の分配に預かるものであつて、他の企業に於ける資本家の如く通

貨にて報酬を受くるものではない、稀には通貨を以てするものありと雖、そは至て僅少である。

然るに地主が受くる米は國民の主食料品であつて、其市價は財界の情勢と年の豊凶とに由り著しく變動し、高低常なきは何人も日常目撃する所である、従つて地主は其換價の時期如何に由り、其報酬に著しき増減を見るを以て、其利廻の如き人に由り著しき相違を生ずるのである。

東京大阪兩正米標準相場

(年中平均)

年	別	東京	大阪	年	別	東京	大阪
大正二年		二一、四四	二一、五三	同		一九、八〇	一九、一六
同三年		一六、一五	一五、八二	同		三二、五一	二八、八三
同四年		一三、〇六	一二、九〇	同		四六、七〇	四六、二三
同五年		一三、六六	一三、九〇	同		四四、二七	四五、二八

大正十年	三〇、七三	三一、二一	同	十二年	三二、四〇	三二、九二
同十一年	三五、一五	三六、五九				

又地主の提供する土地は人に由りて其原價を異にして居る、或は父祖傳來のものあり、或は財界好況の際多額の資本を投ぜるものあり、其收得原因の相違に由りて著しき差異を有し原價を以てしては千變一律に見ることは出来ぬ、されど之れが爲めに利廻の基礎となるべき價格を算出し難きものではない、そは他の公債株式等の如き有價證券に放資せる資本家も、同様の立場にあるもので、其利廻算出には、算定當時の時價を以て其配當なり、利子なりに對照すれば足りると同様に、地主の提供せる土地が、如何なる事情なり、價格なりて取得せられたるにせよ、算定當時の賣買價格を放下資本と見做して更に不都合はない、然し土地の時價は有價證券の如く何人にも分明せるものではない、有價證券に關しては全國の主要都市には公の取引市場の設けあり、其之れが設けなき地方に於ても、新聞其他の

刊行物に由りて毎日の之を知ることには困難ではない、然るに土地の賣買は而かく頻繁に且簡單に行はるゝもの、又同一條件を具ふるもの殆ど稀であるので之れが決定は一層困難と云はねばならぬ。

されど、世上一般に是認せらるゝ所の生産力若くは小作料(小作地には)を基礎とせる類推法に由て、稍不完全ではあるが、之を算定し得らるゝのである、而かも類推法に由れる算定は、決して實際のものとは餘り懸隔あるものではない、何となれば實際土地の取引に於て其價格を決定するに尤も有力なるものは自作農耕地に於ては其生産力、小作地に於て、小作料であることは云ふ迄もなく、地方に由りては一俵地何程、(例へば自作耕地に於て一俵地百圓又は小作地に於て一俵地百五十圓と云ふときは一反五俵を産する自作地は價格五百圓小作料三俵を納らるる小作地は四百五十圓と云ふが如し)と云ふ取引方法の行はるゝに徴しても知ることが出来る、勿論田地も需要供給の元則に支配せらるゝものであることは疑ひないが、其

需要供給に重大の關係を有するものは、其量即廣狹でなくして、其質即生産力である、されど土地の生産力を測定すべき農産物は、天候、雨量等の天然力は勿論、施肥の多少、經營の巧拙等に由り左右せられ其算定容易ならざるも土質、位置、永年の實驗等に由り算定必ずしも不可能ではない、又實際に於ても斯くして、土地の生産力を推定し其差等を設け其時價は決せらるる様である。

今大正十二年三月日本勸行銀行が全國農會其他より材料を徴して調査せし全國各地に於ける土地放資利廻を見るに左の如し。

全國土地利廻調

地方別	賣買價格	實收小作料	代金	公認費及	地主純所得	利廻
青森	四七五	一、一五	四〇、五九	五、一〇	三五、四九	七、四六
上	二五一	六五	二二、九四	三、〇〇	一九、九四	七、九四
下	三六八	九三	三二、八二	四、二〇	二八、六二	七、七七
並						

千		茨		榜		群		新						
葉		城		木		馬		湯						
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並					
四九二	三三〇	六二九	四五三	三二五	六一一	五七二	四〇〇	七八一	四九七	三六六	六二〇	五一〇	三六六	六七四
、九六	、七五	一、一六	、九九	、七五	一、二四	一、〇七	、七五	一、四六	一、一〇	、八九	一、三七	一、〇二	、八二	一、二一
三一、五八	二四、六七	三八、一六	三三、一六	二五、一二	四一、五四	三七、〇二	二五、九五	五〇、五一	三八、三九	三一、〇六	四六、七〇	三一、二一	二五、〇九	三七、〇二
五、五五	三、三〇	七、九五	五、五五	三、三〇	七、九五	五、五五	三、〇〇	七、六五	六、四五	三、七五	九、〇〇	四、八〇	三、三〇	六、一五
二六、〇三	二一、三七	三〇、二一	二七、六一	二一、八二	三三、五九	三一、四七	二二、九五	四二、八六	三一、九四	二七、三一	三七、七〇	二六、四一	二一、七九	三〇、八七
五、二九	六、四七	四、八〇	六、〇九	六、七一	五、四九	五、五〇	五、七三	五、四八	六、四〇	七、四六	六、〇八	五、一七	五、九五	四、五八

福		山		宮		岩		秋						
島		形		城		手		田						
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並					
四二三	二九三	五六七	五五八	四三八	六八〇	四〇三	三一九	四七六	五二三	三八〇	六六七	六〇〇	四六〇	七七五
、九八	、七二	一、一七	一、〇八	、八〇	一、二二	、九一	、七二	一、一〇	一、一九	、八七	一、二九	一、〇三	、八二	一、二二
三二、九二	二四、一九	三九、三一	三七、一五	二七、五二	四一、九六	三〇、三九	二四、〇四	三六、七四	三九、八六	二九、一四	四三、二一	三四、九一	二七、七九	四一、三五
四、八〇	三、〇〇	六、三〇	四、六五	三、一五	五、八五	三、四五	二、二五	四、五〇	三、七五	二、一〇	五、四〇	三、九〇	二、五五	四、九五
二八、一二	二一、一九	三三、〇一	三二、五〇	二四、三七	三六、一一	二六、九四	二一、七九	三二、二四	三六、一一	二七、〇四	三七、八一	三一、〇一	二五、二四	三六、四〇
六、六四	七、二三	五、八二	五、八二	五、五六	五、三一	六、六八	七、〇〇	六、七七	六、九〇	七、一一	五、六六	五、一六	五、四八	四、六九

富		岐		三		愛		靜	
山		阜		重		知		岡	
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並
五九七	四九五	七八六	七〇二	四七七	九八三	五三二	三六四	七三五	六三九
一、一四	、九四	一、四六	一、一〇	、八三	一、三四	一、〇五	、七八	一、一九	一、〇〇
四一、〇四	三三、八四	五二、五六	四一、〇三	三〇、九五	五〇、〇八	三六、九六	二七、四五	四一、八八	二七、四五
六、四五	四、五〇	八、五五	六、〇〇	三、一五	八、二五	六、九〇	四、二〇	九、四五	六、六〇
三四、五九	二九、三四	四四、〇一	三五、〇三	二七、八〇	四一、八三	三〇、〇六	二二、二五	三二、四三	三〇、〇〇
五、七九	六、四四	五、五九	四、九九	五、八二	四、二五	五、六五	六、三八	四、四一	四、六九

山		長		神奈川		東		埼	
梨		野		川		京		玉	
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並
五九六	四一五	七八六	五九六	四一三	八二二	五六三	三一三	七一	七五〇
一、三、七	、九八	一、六五	一、四三	、九七	一、〇七	、七八	一、三八	、八九	、六七
四六、五八	三三、三二	五六、一〇	四九、七六	三三、七五	四九、七六	三五、三一	二五、七四	二九、〇一	二一、八四
六、九〇	四、三五	九、〇〇	五、七〇	三、三〇	七、八〇	六、六〇	四、二〇	八、七〇	六、〇〇
三九、六八	二八、九七	四七、一〇	四四、〇六	三〇、四五	四一、九六	二八、七六	二一、五四	三一、五〇	一七、九四
六、六五	六、九八	五、九九	七、三八	七、三七	五、一一	五、一〇	六、八八	四、四三	三、〇六

廣		岡		兵		和歌山		大阪	
島		山		庫		山		阪	
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並
六九七	四六六	九三八	六三〇	四一四	八四七	六五五	四六〇	八〇二	六九二
一、二六	、九四	一、五六	一、二三	、八四	一、六三	一、三〇	、九八	一、五三	一、一八
四三、九七	三二、八〇	五四、四四	四四、七七	三〇、五七	五九、三三	四九、一四	三七、〇四	五七、八三	四一、五三
六、三〇	三、一五	八、八五	六、七五	三、九〇	九、六〇	六、九〇	四、〇五	九、三〇	六、七五
三七、六七	二九、六五	四五、五九	三八、〇二	二六、六七	四九、七三	四二、二四	三二、九九	四八、五三	三四、七八
五、四〇	六、三六	四、八六	六、〇三	六、四四	五、八七	六、四四	七、一七	六、〇五	五、〇二

京		奈		滋		福		石	
都		良		賀		井		川	
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並
六六六	四二二	九〇八	八一〇	六〇五	九八〇	四六六	二九五	六三八	七二三
一、二二	、九二	一、四五	一、四二	一、一八	一、六五	一、一四	、八四	一、三一	一、〇六
四四、一六	三三、三〇	五二、四九	五一、九七	四三、一八	六〇、三九	四〇、三五	二九、七三	四六、五二	三八、二六
六、一五	三、六〇	八、一〇	七、九五	五、七〇	九、九〇	七、三五	四、六五	九、九〇	六、一五
三八、〇一	二九、七〇	四四、三九	四四、〇二	三七、四八	五〇、四九	三三、〇〇	二五、〇八	三六、六二	三二、一一
五、七〇	七、〇二	四、八八	五、四三	六、一九	五、一五	七、〇八	八、五〇	五、七三	四、四四

長		佐		禰		高		愛						
崎		賀		岡		知		媛						
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並	下	上			
六〇一	三八〇	八四七	六一四	四九〇	七七八	六二二	四二〇	八三五	八一〇	五七八	九六三	六一五	四三〇	八一〇
一、一七	、八一	一、五一	一、二三	、九七	一、四三	一、二二	、七七	一、五二	一、三五	一、〇一	一、六六	一、三六	、九五	一、七〇
四一、七七	二八、九九	五四、〇五	四三、〇五	三三、九五	五〇、〇五	四三、五五	二七、四八	五四、二六	四九、八一	三七、二六	六一、二五	四八、一四	三三、六三	六〇、一三
五、七〇	二、五五	八、五五	七、八〇	四、二〇	一〇、八〇	六、四五	三、九〇	八、七〇	六、四五	三、三〇	九、六〇	六、四五	三、三〇	九、六〇
三六、〇七	二六、四四	四五、五〇	三五、二五	二九、七五	三九、二五	三七、一〇	二三、五八	四五、五六	四三、三六	三三、五六	五一、六五	四一、六九	三〇、三三	五〇、五八
六、〇〇	六、九五	五、三七	五、七四	六、〇七	五、〇四	五、九六	五、六〇	五、四五	五、三五	五、八〇	五、三六	六、七七	七、〇五	六、二四

香		德		鳥		島		山						
川		島		取		根		口						
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並	下	上			
六四二	四五七	八二八	六三八	四四八	八一〇	七〇〇	四九一	八六六	六八六	四二八	九二三	六八七	四四〇	九五一
一、二五	一、〇五	一、四八	一、三七	、九九	一、七一	一、一八	、九〇	一、四六	一、二四	、八三	一、五二	一、一九	、八五	一、五一
四七、六二	四〇、〇〇	五六、三八	四九、七三	三五、九三	六二、〇七	四一、六五	三一、七七	五一、五三	三九、四三	二六、三九	四八、三三	四一、二九	二九、四九	五二、三九
六、九〇	三、四五	九、九〇	六、一五	三、一五	八、八五	五、五五	三、四五	七、二〇	五、五五	三、〇〇	七、九五	四、九五	二、一〇	八、一〇
四〇、七二	三六、五五	四六、四八	四三、五八	三二、七八	五三、二二	三六、一〇	二八、三二	四四、三三	三三、八八	二三、三九	四〇、三八	三六、三四	二七、三九	四四、二九
六、三四	七、九九	五、六一	六、八三	七、三二	六、五六	五、一四	五、七六	五、一一	四、九三	五、四六	四、三七	五、二八	六、二二	四、六五

鹿兒島			宮崎			大分			熊本		
並	下	上	並	下	上	並	下	上	並	下	上
六九四	四六九	九二五	四八一	三三七	六七三	五三七	三三七	七五四	六五〇	四六八	八五〇
一、二三	、八三	一、四九	一、〇九	、七九	一、三八	一、一八	、八五	一、五四	一、三五	、九六	一、五五
四三、九一	二九、六三	五三、一九	三五、七五	二五、九一	四五、二六	三七、九九	二七、三七	四九、五八	四八、六〇	三四、五六	五五、八〇
五、二五	二、八五	七、八〇	五、一〇	二、七〇	七、八〇	六、一五	三、三〇	八、五五	六、六〇	三、七五	九、四五
三八、六六	二六、七八	四五、三九	三〇、六五	二三、二一	三七、四六	三一、八四	二四、〇七	四一、〇三	四二、〇〇	三〇、八一	四六、三五
五、五五	五、七一	四、九〇	六、三七	六、八八	五、五六	五、九二	七、一四	五、四四	六、四四	六、五八	五、四五

前記統計中青森、宮城群馬及長野の四縣は土地の賣買價格少しく低きに失するの憾ありて報告に對し疑ひなきにあらざれば其翌大正十三年即本年度の調査を採用することゝしたり、

又土地に對する公課の如きも單に直接の負擔のみを計上せるものゝ如く近年の實際より見れば今一層多額の負擔あるものゝ如し、従つて純然たる利廻は前掲のものより今少しく低きものと見て差支なきものゝ如し。

されど茲に注意すべきは地主の收むる小作米は決して一時に處分せられざる一事とす地主は高低常なきものを收めて危険に任せざるべからざるが如きも、實際に於ては米價の變動は却つて地主の付目であつて、地主の多數は米の相場に關する智識と經驗とを兼ね備へ、其資力も亦豊富なれば、其處分上には常に有利に善處し、普通のものゝ想像するよりも利益を收むるを常として居るので、放資利廻も亦世人の算定以上に上るものゝ如し、是れ恐らく資産家が土地に執着する所以の一原因であるだらう。

右の統計に由り全國に亘り土地放資の利廻の大體は之を知ることを得るも仔細に考察するに於ては、材料聚集の範圍少しく狭きに失し稍粗雜の憾あるを以て、

今其範圍を縮少し、更に適確を期せんが爲め新潟縣農會が大正九、十兩年に亘り同縣下多數の小作人に就て實地調査せしものを材料とし、其利廻を算出すれば左の如くである。

土地放資利廻調

(新潟縣下)

地方別	買買價格	小作料	代金	公課及管理費	地主所得	利廻	平均年
北蒲原	九年 四九六 十年 五五一	九年 一、一〇〇 十年 一、〇六九	九年 三二、二七 十年 三四、三一	九年 七、六〇 十年 七、三六	九年 二四、六七 十年 二五、九六	九年 四分九八 十年 四分六〇	九年 四分七九
中蒲原	九年 六九三 十年 七〇〇	九年 一、一三三 十年 一、〇二七	九年 三三、二四 十年 三二、九六	九年 八、九六 十年 五、三二	九年 二四、二八 十年 二七、六四	九年 三分五〇 十年 三分九四	九年 三分七二
西蒲原	九年 五五〇 十年 五九〇	九年 一、一〇〇 十年 一、〇七〇	九年 三二、二七 十年 三四、三四	九年 八、〇〇 十年 四、五七	九年 二四、二七 十年 三〇、七七	九年 四分四〇 十年 五分二〇	九年 四分八〇
南蒲原	九年 三〇〇 十年 五六四	九年 八三〇 十年 一、一四四	九年 二四、三五 十年 三六、七二	九年 八、八二 十年 五、三九	九年 一五、五三 十年 三一、三三	九年 五分〇一 十年 五分五五	九年 五分二八

東蒲原	三島	古志	北魚沼	南魚沼	中魚沼	刈羽	東頸城	中頸城
九年 三五〇 十年 六五〇	九年 五八三 十年 五七七	九年 五七五 十年 五七五	九年 三七一 十年 六四七	九年 六〇六 十年 六四七	九年 四二五 十年 七六二	九年 五五八 十年 六〇〇	九年 四〇〇 十年 四〇〇	九年 五〇二 十年 四九七
九年 一、八六〇 十年 一、〇〇〇	九年 一、二五六 十年 一、一六六	九年 一、一六三 十年 一、一六三	九年 一、〇三五 十年 一、〇八五	九年 九四六 十年 九四六	九年 一、〇二五 十年 一、一四四	九年 一、一五八 十年 一、四七九	九年 一、〇一〇 十年 一、〇一〇	九年 一、一五三 十年 一、一五五
九年 二四、八八 十年 三二、一〇	九年 三六、八五 十年 三四、二一	九年 三五、五一 十年 三五、五一	九年 三四、八一 十年 三四、八一	九年 三〇、三六 十年 三〇、三六	九年 三〇、四七 十年 三六、七二	九年 三三、九七 十年 四七、四七	九年 二九、六三 十年 三〇、五九	九年 三三、八八 十年 三六、二〇
九年 二、七五 十年 二、七四	九年 一〇、七三 十年 一〇、八〇	九年 三、七五 十年 三、七五	九年 七、七六 十年 四、八六	九年 四、〇六 十年 四、〇六	九年 四、六二 十年 四、六二	九年 八、七九五 十年 五、四三	九年 八、六〇 十年 三、五九	九年 九、四〇 十年 五、八九
九年 二二、一三 十年 二八、三六	九年 二六、一二 十年 二四、一三	九年 三一、七六 十年 三一、七六	九年 二九、九六 十年 二九、九六	九年 二六、三〇 十年 二六、三〇	九年 二四、八八 十年 三二、一〇	九年 二五、一八 十年 四二、〇四	九年 二七、〇〇 十年 二一、〇三	九年 二四、四八 十年 三〇、三一
九年 六、三二 十年 四、三六	九年 四、三一 十年 四、三一	九年 五、五三 十年 五、五三	九年 六、〇九 十年 四、六三	九年 四、三四 十年 四、三四	九年 五、八五 十年 四、二二	九年 四、二八 十年 七、〇〇	九年 六、〇一 十年 五、二五	九年 四、七三 十年 六、〇九
九年 五、三四	九年 四、三一	九年 四、八五	九年 五、三六	九年 四、三四	九年 五、〇三	九年 五、六四	九年 五、六三	九年 五、四一

佐波	岩船		西頸城
	十年	九年	
八五五	八〇〇	四四四	七六五
一、四八五	一、五〇〇	、八七六	一、二四五
四七、六六	四四、〇一	二八、二二	三九、九六
四、六五	五、六〇	五、一六	五、〇九
四三、〇一	三八、四一	二三、〇六	三四、八七
五、〇三	四、八〇	五、一九	四、五五
四、九一		五、〇三	四、五五

備考 公課及管理費は實際とは多少の相違あらんも同地方一般に認めらるゝ所の地價の千分の十五と假定し、米價は九年度末は十年中新潟市場に於ける標準米平均相場二十九圓三十四錢、十年度米は十一年中の右平均相場三十二圓十錢を採用せり

右は最近に於て米價の餘り高からざる大正十、十一、兩年度に於ける計算であつて而かも其各月平均である、故に若し地主にして九年度小作米を十年八月以降に其大部分を處分せしものとすれば市價常に三十六、七圓を支へしを以て其利廻は遂に高位を示すべく又十年度産米收穫後四五ヶ月間に處分し盡せるものとすれば平均三十五圓六錢であつたので是亦餘程好利廻を呈せしや明である。

既往六ヶ年間新潟市場に於ける米價 (縣標準米)

月別	年別	月別												
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
大正七年		二二、六一〇	二二、九二〇	二五、五〇〇	二六、三七〇	二六、三三〇	二七、六六〇	二八、九七〇	三五、五〇〇	三四、一〇〇	三八、四二〇	三五、九二〇	三八、一〇〇	三〇、二八〇
大正八年		三九、六七〇	三九、八八〇	三五、四七〇	三七、一五〇	四〇、五五〇	四三、六三〇	四七、六二〇	五〇、四三〇	五〇、六〇〇	五二、二三〇	五〇、五三〇	五一、五二〇	四四、九〇〇
大正九年		五一、七二〇	五一、四八〇	五一、九三〇	四八、九五〇	四七、六二〇	四〇、二三〇	四二、五〇〇	四二、九三〇	三七、〇四〇	三二、一〇〇	二八、七四〇	二六、六〇〇	四五、二三〇
大正十年		二七、四三〇	二五、八五〇	二四、四三〇	二五、〇一〇	二四、九七〇	二四、六七〇	二五、九五〇	二九、八〇〇	三三、〇四〇	三六、九〇〇	三七、五九〇	三六、四九〇	二九、三四〇
大正十一年		三四、六四〇	三四、四五〇	三二、五三〇	三三、九二〇	三三、一四〇	三五、九五〇	三七、六九〇	三三、三一〇	二九、七九〇	二七、二四〇	二七、六〇〇	二五、〇二〇	三二、一〇〇
大正十二年		二五、四九〇	二七、〇二〇	二七、七六〇	三九、五六〇	三一、八二〇	三三、五五〇	三二、七九〇	三二、九三〇	二九、八九〇	二九、三八〇			三〇、〇二〇

右の調査に由るときは新潟縣下に於ける大正九、十兩年間の土地放資利廻は最低三分七厘にして最高も五分六厘に過ぎず、平均に至ては五分に達して居ないのである、斯る利廻は果して他の放資に比して失當で地主の堪ゆべからざるものであつて、小作人をして今よりも更に多額を分配せしむべきものであるか、夫れとも又更に地價の低落を誘ふて今一段と高き利廻に至らしむべきものであるか、以下少しく研究を繼續することとする。

土地の放資利廻と有價證券の放資利廻及金利

勞働の種類に由り、勞銀に多少の相違あるが如く、資本の報酬も亦其投下せし事業の如何に由り、一樣であるべきでない、例ば其放資の目的物が、或は堅實の點に於て、或は流通性に於て其度合を異にすれば、其利廻に於て當然相違あるべきである、されば單に利廻の數字を比較して其高低を論ずべきでない、故に土地

放資の利廻が如何なる程度のものであるかを知らんが爲めには其地方に於ける金利と有價證券の利廻に對照するの要がある。

金利の中、貸付金の如きは之を取扱ふに相當の智識と經驗とを要し、絶へず注意を拂はねばならぬので比較的高歩であるべきである、就中不動産抵當貸付金は兎角固定の恐れあり、擔保品處分に面倒を伴ふが故に、資本家の多數は之を好まらず従つて金利の高さを常とするものである、此高かるべき不動産抵當貸付金利率と後に記すが如く當然低かるべき土地放資利廻とを對照するは、其當を得たものではないとの感はあるが、全國に亘り比較的正確の金利を調査せしものは日本勸業銀行の不動産抵當貸借金利調あるのみである、従つて已むを得ず一應之を同行調査の土地放資利廻に對照し兩者間の相違と各地に於ける其の相違とを見ることとする。

和奈兵大京滋三長岐山靜愛富石福
歌
山真庫阪都賀重野阜梨岡知山川井

九、五七
一〇、四四
一〇、四三
一〇、〇四
一〇、二三
九、四〇
九、三七
一〇、七三
九、六四
一〇、二五
一〇、一三
九、〇七
一一、三二
一〇、八二
九、五七

五、〇二
五、四三
六、四四
五、二七
五、七〇
七、〇八
五、六五
七、三八
四、九九
六、六五
五、五八
四、六九
五、七九
四、四六
四、四四

五、二四
五、二〇
六、一七
五、二四
五、五七
七、五三
六、〇三
六、八七
五、一七
六、四八
五、五〇
五、一七
五、一一
四、一二
四、六四

新山秋青岩福宮枋茨千群埼神東
湯形田森手島城木城葉馬玉川京
奈

九、九三
一〇、四七
一一、六二
一四、〇八
一一、七六
一一、一〇
一一、九三
一二、一二
九、八三
九、九六
一〇、四七
一〇、三三
一〇、三六
一〇、五〇

五、一七
五、八二
五、一六
七、七七
六、九〇
六、六四
六、六八
五、五〇
六、〇九
五、二九
六、四〇
五、八六
五、一〇
三、〇六

五、二〇
五、五五
四、四四
五、五一
五、八六
五、九八
五、六〇
四、五三
六、一九
五、三一
六、一一
五、六七
四、九二
二、九一

府
縣
名
不
動
產
抵
當
金
利
土
地
放
資
利
廻
對
後
す
者
る
の
割
前
者
に

宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	德	香	山	廣	岡	島	島
崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	島	川	口	島	山	根	取
一、八〇	九、九二	九、五〇	一一、九五	一〇、六六	九、六三	一一、八一	九、五九	九、六五	八、七五	一〇、三〇	一〇、一四	九、九七	九、七九	一〇、三一
六、三七	五、九二	六、四四	六、〇〇	五、七四	五、九六	五、三五	六、七七	六、八三	六、三四	五、二八	五、四〇	六、〇三	四、九三	五、一四
五、四〇	五、九六	六、七七	五、〇二	五、三八	六、一八	四、五三	七、〇五	七、〇七	七、二四	五、一二	五、三二	六、〇五	五、〇三	四、九八

鹿	兒	島
一一、二〇	五、五五	四、九五

之に由つて見れば土地放資利廻は東京外二三のものを除けば、多くは不動産抵當貸利息の五割前後に當り假令兩者の運用上に要する技能及注意に相違あるにせよ、其懸隔の少しく甚しきに失するの感あるも、後者の利率は契約上一定して又増減を見ざるに當り、前者は米價の騰貴に由り、更に一層有利となるべき機會少からざるを以て必ずしも然らざるものである。更に放資物件たるの點に於ては土地と同様である所の各種有價證券の利廻を見るに左の如し。

大震災前二ヶ年間に於ける各種債券及株式利廻對照表

月	別	國	地	方	社	債	株
大正十年九月一日	同	五、九六	七、二四	八、一六	七、七二		
同 十月一日	同	六、〇五	七、二五	八、一一	七、九一		
同 十一月一日	同	六、一九	七、二六	八、〇八	七、七七		

同	十二月一日	六、二一	七、二七	八、一一	七、九三
大正十一年一月四日	同	六、二一	七、二四	八、一四	八、〇五
同	二月一日	六、一八	七、二四	八、〇七	八、〇二
同	三月一日	六、二三	七、二四	八、〇七	八、二六
同	四月一日	六、三五	七、二六	八、二二	八、六〇
同	五月一日	六、四二	七、三四	八、四〇	九、四〇
同	六月一日	六、四四	七、三四	八、四三	八、八〇
同	七月一日	六、三二	七、三三	八、四二	八、七四
同	八月一日	六、一九	七、二九	八、四九	九、〇八
平均	平均	六、二三	七、二七	八、二二	八、三五
大正十一年九月一日	同	六、二四	七、二九	八、五八	九、一〇
同	十月二日	六、一九	七、三二	八、六八	九、八五
同	十一月一日	六、一八	七、三四	八、六八	九、三〇
同	十二月一日	六、一二	七、三四	八、七二	九、二一
大正十二年一月四日	平均	六、一一	七、三一	八、六八	八、八一

同	二月一日	六、〇三	七、二八	八、六二	八、三六
同	三月一日	六、〇一	七、二八	八、六四	八、〇〇
同	四月二日	六、〇八	七、三三	八、六七	七、九九
同	五月一日	六、一二	七、三七	八、七四	七、七九
同	六月一日	六、一二	七、三八	八、七七	七、九八
同	七月二日	六、一〇	七、三九	八、七六	八、三二
同	八月一日	六、一五	七、三九	八、七七	八、七〇
平均	平均	六、一二	七、三三	八、六九	八、六一
二ヶ年平均	二ヶ年平均	六、一七	七、三〇	八、四五	八、四八

有價證券の中、利子支拂は勿論元金償還の懸念あるものは、所謂保険料が加味せられ其利廻の最も高きを常とするも、之に反し利子支拂の確實にして元金償還に懸念なき所謂金縁證券となるに従つて利廻漸次低下するものである、又更に投資物件の市價騰貴の望みあるものに至ては、目前の利廻よりも將來の富の増加に

囑望せられて、一層其利廻は低かるべきものである。

既述の如く、土地の供給には限度があつて其需要は國運の進歩と人口の増加に伴つて無限である、故に其價格は騰貴の傾向ありと云はねばならぬ、有價證券も亦國運の進歩に伴へる資本の増加より、金利の低落を促し市價騰貴の傾向あるも著しく騰貴を見るに至れば、忽ち供給の増加を促し、土地の如く供給一定より來る騰貴の恩恵に浴する能はざるものである、故に大體より云へば、土地放資の利廻は有價證券の利廻以下を以てするを當然と云はねばならぬ、又勿論有價證券と雖其由て立つ所の事業の將來が有望であつて利益増大の見込あるものは其利益を加味して低位にあるべきである。

概して株式の如きは、其由つて立てる事業の盛衰が常に激甚であつて配當の如き容易に豫測する能はず、絶へず危険に直面せるので其利廻の高率なるは當然の事である、之に反し社債は其支拂利子が常に一定して之れが放資家は比較的に注

意を要すること少なきを以て其利廻は低率なるべきである、勿論社債と雖其元利支拂に懸念あるもの若くは之に保證を要するものは其例外と見ねばならぬ。

前に掲げたる各種有價證券の利廻を見るに、稍支拂の危険を伴へる株式は二ヶ年平均は約八分五厘である、時には九分を出て、一割近くに上れるに、年々支拂利子の一定せる普通の社債に於ては常に八分強にして、平均八分四厘餘を保ち、夫より漸次確實性を増すに従ひ漸次低下して地方債は平均七分三厘に下り、尤も信用の厚き國債に至つては最低の六分一厘強に過ぎぬのである、勿論國債以外の有價證券には或は千分の四、乃至五の定率、及び累進法に由れる所得税を賦課せらるゝを以て前記の相違も全然確實性の相違のみに由るものでない事は元より言を待たぬ所である。

土地放資の確實なる點に於ては、以上各種證券の何れにも劣る所はない、而かも放資物件自體は國運の發展と共に騰貴性を帯びて居るので、前記最高の信用あ

る有價證券よりも更に低位の利廻りにて可なる様である、況して土地の放資家は小作料の換價上に於て、大に好利廻を期し得べき趣味の津々たるものあるより見ても亦然らざるを得ぬのである、然し其程度に就ては土地價格の騰貴率を斟酌して決定すべきものであつて尙ほ大に考究の餘地がある。

小作人の収入程度と其労働の對價

以上記せし所に由り地主の收得する小作料の程度と、土地放資に對する利廻と該利廻の他の放資利廻との比較程度に就ては略之を知ることを得たので、更に進んで小作人の實收程度と、其實收の其提供せし勞力に對する高如何とに就て研究を加ふることとする

既述せしが如く、土地の收穫高は毎年一定して居ないに拘らず、小作料は略一定して居るので小作人の手許に残存する高は年々一定して居ないことは言を待た

ぬ所である、而して近年土地の改良、肥料の使用、其他農耕法の進歩に伴つて收穫高の年を遂つて増加の傾向あることは前掲の統計に徴するも明であるが、其進歩の度は他の産業に比すべくもないことは云ふ迄もない、又小作爭議の結果近年輕減の傾向にあることも争はれぬ事實であるが、其程度も前述の如く尙ほ輕微のものであれば、小作人の純収益は決して著しき増加を示さないことも略ほ察せらるゝてあらう。

地主の所得は公示せられたる小作料に由りて算出することが出来るも小作人の所得は、爾かく簡單に知ることは困難である、土地に培養する作物の種類は頗る多く、又地方に由り一毛、二毛と云ふが如き收穫度數を異にせるものあつて全國一様でない、一毛作地方に於ては其收穫高より小作料を控除すれば其餘は小作人の所得であつて、之れより肥料代等直接の經費を差引けば其純益即小作人の労働報酬であることは云ふ迄もないが、二毛作地に於ては第二以上の作物も亦小作

人の所得に歸し、其種類雜多にして其數量金額は容易に之を知ることが出來ない、由て先づ問題を簡單ならしむる爲め一毛作地の小作人に就て考察することとする。

新潟縣は全國中稀に見る一毛作全盛の地で、又小作制度の最も盛なる所である、由て同縣の小作人を其代表的のものとして考究することとする、最近新潟縣農會が各郡に於ける代表的小作地に就て實地調査せし所を基礎とし小作人の實收高を見るに左の如き狀況を示して居る、其實收高とは收穫高より實際地主に分配せし小作料を控除せるもの、謂である。

小作人實收高調

(大正十年度産米)

地方名	實收高	對收穫高に實收金額大正十一年過去五年間平均		平均
		對する割合	平均米價にて換算	
北蒲原	一、二二	五、五	三九、一六	三九、八八
中田	九八	五、四	三一、四五	三二、〇三
上田	八二	五、九	二六、三二	二六、八〇
北蒲原	一、二二	五、五	三九、一六	三九、八八
中田	九八	五、四	三一、四五	三二、〇三
上田	八二	五、九	二六、三二	二六、八〇

地方名	實收高	對收穫高に實收金額大正十一年過去五年間平均	平均	
中蒲原	一、〇九	四、九	三四、九八	三五、六三
中田	九一	四、九	二九、二一	二九、七四
上田	七六	五、〇	二四、三九	二四、八三
西蒲原	一、三一	五、五	四二、〇五	四二、八二
中田	二二	六、〇	三九、四八	四〇、二〇
上田	一、二五	六、二	三〇、四九	三一、〇五
南蒲原	一、一五	四、九	三六、九一	三七、五九
中田	九七	四、九	三一、一三	三一、七〇
上田	八〇	五、〇	二五、六八	二六、一五
東蒲原	一、〇七	五、四	三四、三四	三四、九七
中田	五九	四、五	一八、九三	一九、二八
上田	五九	五、三	一八、九三	一九、二八
三島	一、〇〇	四、五	三二、一〇	三二、六九
中田	八二	四、四	二六、三二	二六、八〇
上田	六六	四、四	二一、一八	二一、五七
中蒲原	一、〇九	四、九	三四、九八	三五、六三
西蒲原	一、三一	五、五	四二、〇五	四二、八二
南蒲原	一、一五	四、九	三六、九一	三七、五九
東蒲原	一、〇七	五、四	三四、三四	三四、九七
三島	一、〇〇	四、五	三二、一〇	三二、六九
平均				二七、〇二

佐			岩			西頸城			中頸城			東頸城		
渡			船			城			城			城		
下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田
一、〇五	一、一〇	一、一一	五、七	七、四	九、一	六、八	七、八	九、九	八、〇	八、九	一、〇〇	五、九	八、一	一、〇三
六、二	五、二	四、七	五、〇	四、七	四、七	四、八	四、三	四、三	五、〇	四、七	四、七	五、〇	五、〇	五、一
三三、七〇	三五、三一	三五、六三	一八、二九	二三、七五	二九、二一	二一、八二	二五、〇三	三一、七七	二五、六八	二八、五六	三二、一〇	一八、九三	二六、〇〇	三三、〇六
三四、三二	一五、九五	三六、二八	一八、六三	二四、一九	二九、七四	二二、二二	二五、四九	三二、三六	二六、一五	二九、〇九	三二、六九	一九、二八	二六、四七	三三、六七
	三五、五一		二四、一八				二六、六九		二九、三一				二六、四七	

刈			中魚沼			南魚沼			北魚沼			古志		
羽			沼			沼			沼			志		
下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田	下田	中田	上田
七、六	九、〇	一、〇八	六、四	八、八	一、〇三	九、二	一、〇九	一、二七	七、一	八、五	一、〇四	八、一	一、〇二	一、一九
四、九	四、八	四、八	五、〇	四、九	四、八	五、四	五、三	五、四	四、六	四、六	四、七	五、二	五、一	五、〇
二四、三九	二八、八九	三四、六六	二〇、五四	二八、二四	三三、〇六	二九、五三	三四、九八	四〇、七六	二二、七九	二七、二八	三三、三八	二六、〇〇	三二、七四	三八、一九
二四、八四	二九、四二	三五、三〇	二〇、九二	二八、七六	三三、六七	三〇、〇七	三五、六三	四一、五一	二三、二〇	二七、七八	三三、九九	二六、五二	三三、三四	三八、九〇
	二六、五二			二二、七、七八			三五、七三		二八、三二				三二、九二	

平均	上田	中田	下田
一、〇九	五、〇	五、〇	五、二
九一	三四、九八	二九、二一	二四、三九
七六	三五、六三	二九、七四	二四、八四
		三〇、〇七	

備考 大正十一年の米價は平均三十二圓十錢にして過去五ヶ年平均は大正七年一月以降大正八年六月
十九年五月迄の大暴騰時代一ヶ年を除ける五ヶ年平均三十二圓六十九錢とす

之に由て見れば大正十年度收穫に於て小作人は、平均上田には一石九升、中田には九斗一升、下田には七斗六升を收め、之を當時の價値にて換算すれば、上田の收入は三十四圓九十八錢、中田は二十九圓二十一錢、下田は二十四圓三十九錢に當つて居る。

以上の數字は小作人の總益であつて、其中より肥料、種子其他の現物費を控除し始めて經營の爲めに要せし労働の報酬即小作人の純所得を知ることを得るのである、肥料とか其他の現物費とかは悉く收穫に先ち消費せるものであつて、種子以外

のものは皆收穫高や、米價の如何に拘らず現金にて支拂を要するもので恰も、地主の公課に於けると同様である、更に新潟縣農會の大正十年度産米調査を基礎とし小作人の純所得農業經營に要せし總勞力に對する總報酬を算出すれば左の如し。

地方別	收穫反	小作支	差引	換價	肥料費用	純所得
北蒲原	二、〇四五	一、〇六九	九七六	三一、三二	一五、五六	一五、七六
中蒲原	二、六七五	一、〇二七	一、六四八	五二、八八	一五、〇八	三七、八〇
西蒲原	二、一一七	一、〇七〇	一、〇四七	三三、六〇	一〇、八五	二二、七五
南蒲原	二、二九八	一、一四四	一、一五四	三七、〇四	一五、六〇	二一、四四
東蒲原	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三二、一〇	八、八六	二三、二四
古志	二、三九八	一、一六三	一、二三五	三九、六四	一二、九八	二六、六六
北魚沼	二、二三〇	一、〇八五	一、一四五	三六、七五	一四、八二	二一、九三
南魚沼	二、〇五三	九四六	一、一〇七	三五、五三	一七、二一	一八、三二
中魚沼	二、〇九一	一、一四四	九四七	三〇、三九	一五、三一	一五、〇八
刈羽	二、四四二	一、四七九	九六三	三〇、九一	一六、一〇	一四、八一

東頸城	一、六五一	、九五三	、六九八	二二、四〇〇	一一、一一一	一〇、二九
中頸城	二、三二七	一、一二八	一、一九九	三八、四八	一四、二七	二四、二一
西頸城	二、三七〇	一、二四五	一、一二五	三六、一一	一〇、〇〇	二六、一一
岩船	二、三四三	、八七六	一、四六七	四七、〇九	一六、五八	三〇、五一
佐渡	二、一九七	一、四八五	、七一二	二二、八五	一三、六四	九、二一
平均	二、二一五	一、一二〇	一、〇九四	三五、一一	一三、九一	二一、一八

之に由て見れば小作人の一反當り純所得は各郡著しき相違を示し、最高は三十圓八十錢に上れるも最低は僅に九圓二十一錢に過ぎず、然るに之れか爲めに使用せし勞力は何れも皆相當の數量に上れるを以て、農業上の企業者は企業者として利潤を得る能はざるのみならず、労働者としての報酬も他の労働報酬に比して僅少なるもの、様である、其程度の如何なるものであるかは一反歩耕作所要労働を明にすれば自ら判然するものである。

一反歩當り耕作所要労働数は耕地の大小、土質、位置、地形等に由り相違あるのみならず、氣候の如何に由つて能率關係よりして少からず差違あるものである然し之が正確なる算定は容易の業ではない、何とならば其従業者は、他の工業に於けるが如く、一定年齢の壯丁又は婦女子ではない一家の中の老幼男女が時間も不規則に働くものであつて、勞力の使用量に於ても、種類に於ても、又性質に於ても同一でないもの、集合數であるからである、然し各個に就て調査するときは其計數は必ずしも得られざるものではない。

今又新潟縣農會が、大正十年度に於て各郡重要なるものに就て調査せしものを基礎とし其所要労働數を以て各郡小作人の純所得に對比し一人當り勞銀を見るに左の如し。

地方別	小作人一反歩當り得	同用人數上	一人當金額
北蒲原	一五、七六 ^円	三〇、二五 ^人	、五二〇 ^円
中蒲原	三七、八〇	二八、一四	一、三四三
西蒲原	二二、七五	二七、一四	、八三八
南蒲原	二一、四四	二七、四二	、七八一
東蒲原	二三、二四	四二、四〇	、五四八
古志	二六、六六	二五、二二	一、〇五七
北魚沼	二一、九三	二〇、九八	一、〇四五
南魚沼	一八、三二	三三、六八	、五四三
中魚沼	一五、〇八	三〇、二二	、四九九
刈羽	一四、八一	三一、一四	、四七五
東頸城	一〇、二九	三五、六二	、二八〇
中頸城	二四、二一	三四、二八	、七〇六
西頸城	二六、一一	二七、六四	、九四四
岩船	三〇、五一	二七、六二	一、一〇四

佐平	九、二一	二七、九六	、三二九
平均	二一、二〇	二九、九八	、七三四

備考 馬一頭ヲ人夫二人分ニ換算

右の統計中東蒲原及東、中、西の三頸城の如きは山間避地で、土質他郡の如くあらざるも、前者の四十二人、後者の三十四五人は少しく多きに過ぐるものあらずやとの疑なきにしもあらざるも平均の所要人員三十人は他の調査に照して甚だしき相違を示さず大體上信用すべきもの、様である。

(甲) 一反當り所要人員調 (新潟縣農會調査)

年別	人員	馬頭	計 (馬一頭を人員二名に換算)
大正八年度	二七、六三 ^人	一、七〇 ^頭	三一、〇三 ^人
大正九年度	二七、一六	一、六〇	三〇、三六

大正十年度	二六、八二	一、二八	二九、三八
平均	二七、三〇	一、五二	三〇、二五

備考 調査ヶ所大正八年ニハ三十一ヶ所。大正九年ニハ四十一ヶ所大正十年ニハ百三ヶ所

(乙) 一反當所要人員調 (新潟縣産業調査調)

苗代	一、三四	施肥	二、八四	灌溉排水	二、四七
整地	五、三九	除草	四、八六	合計	二七、六二
收穫調整	八、四九	挿秧	二、二三		

(丙) 一反當所要人員 (各方面の調査)

調査機關	年	月	人員	數
新潟縣中蒲原小作農會調	大正十年	九月		三四、六五
同 小作組合同	同	十年八月		三一、三〇
同	同	十一年九月		三四、三〇

同南蒲原郡井栗小作組合	同	十一年十二月	三〇、五〇
同 保明小作組合	同	十二年八月	三四、五〇
同中蒲原茨勇根村山田氏	數年	間平均	二八、〇〇

以上各種の調査に由れば、一反步所要の人員は普通二十七、八人より三十人前後を出てぬものと思はるゝ、小作人側の調査は三十人以上三十四人を出づるものもあるも、そは自己主張に便せんが爲め少しく寛大に計算せるものと考へらるゝので、そは一の参考に供し得るに過ぎざるものである。

一反步當り所要人員の略明亮となれるを以て、之を既記小作人の純所得ニ總收入より肥料其他現物費を控除せるものニ二十二圓十錢に割當つるときは其一日當報酬は七十五錢に過ぎず即左の如し

收穫	二、二一五	差引小作人の所得	一〇、九四
小作料支拂高	一、一二〇	石三十二圓十錢替	三五、一一〇

肥料代	一三、九一〇 ^円	一反當所要勞力	二八、〇〇〇 ^人
差引小作人純所得	二一、二〇〇	一人當報酬	七五七 ^円

即農業經營一日の報酬は七十五錢七厘であつて而かも是れは實に企業者としての利潤と労働者としての勞銀の總量である、然し其之が低廉に失するや否は更に農業労働の性質と、他の労働者勞銀との比較研究に由て決定さるべき問題であるので更に之れが研究を進むることとする。

農業勞銀と他の勞銀との比較研究

勞銀決定の原因に就ては近來殊に學說の統一を缺けるも、労働其ものゝ實質如何に由り高低すべきものであることは論なき所である、假令今日動もすれば數量本位に陥らんとする傾向ありとは云へ、社會の進化を認むる以上、實質を以て高低の一要素と認めざるを得ぬものである、従つて種類の異なり、實質の相違せる

ものを對照して、直に其高低を斷ずるは元より當を得たものとは云へない。

人は機械と異なり各人其智能を異にし、體力を同ふせず、又之を應用する種類も一様ではない、従つて之を比較することは主觀的には、殆ど不可能であるも之を使用したる結果よりすれば比較必ずしも、困難ではない、例へば商品に類似のもの多く生産行程も略同様のもの少からざれば彼此相互の比較は敢て困難でもなければ、又不合理でもない、農業労働の報酬も此種の方法に由つて高低如何を推斷することが出来る。

上來屢記せしが如く、農業労働は自己決定的労働即自由労働であつて、工業労働の如く、不愉快且深刻なるものではない、故に若し労働上の苦痛を賃銀構成上の一要素として承認するに於ては、農業労働賃銀は工業労働賃銀以下にして敢て不可なき筈である、然し智能を以て賃銀構成の要素と認むるに於ては、農業労働者は假令、小なりと云へ、所謂企業者であつて、工業労働者の如く他人の指圖

に由つて働らくものではなく、自己の自由手腕を以て事業を經營するものであれば、比較的高給を受けて差支ないのである、然し其經營に要する能力は現代に於ては、他の工業經營に比すべくもないので、賃銀決定上、此點は餘り顧慮するに及ばない様である、却つて農業労働は之れが爲め必ずしも別段の教育を要するでもない、又他人の企及し難き特別の技能を必要とするものでもない様に認められて居る、實際筋肉の之に堪ゆるに於ては、殆ど何人も之に従事し得るので、世上一般に尤も單純なる労働と見做されて居る、然らば別ち理論は兎に角、他の單純なる労働賃銀を比較の對照として差支なきものと云はねばならぬ、勿論農業にして今一段進歩し科學の應用盛なるに至れば此見解は訂正するの要あるものとす。

由て前記新潟縣下に於ける小作人の報酬の高低を判せんが爲めには、同地に於ける各種勞銀如何を知るの要あるを以て、同市商業會議所の調査せる諸職業賃銀を見るに左の如し。

新潟市諸職業賃銀

(商業會議所調査)

	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
農作男	四二	七〇	一〇	一六〇		
農作女	二六	三八	六〇	七五		
大作工	八二	二二	一六〇	二一〇	二二	二四〇
左官	八五	三六	二〇〇	二七〇	二五〇	
木挽職	一〇〇	五三	一六〇	二三〇	一五三	
染物職	八三	一〇	一〇	一五〇		
燃寸職男	五〇	六六	一四〇	一五六	一六〇	
燃寸職女	二四	三一	五四	六三	五九	
活版植字職	七八	八六	一〇〇	一二五	一二二	
土工	七〇	八一	一二五	一六〇		
植本職	一〇	七三	二二〇	二五〇		
米麥精白職	六〇	七〇	一五〇			

荷扱人夫	二、六三	二、九〇	一、六一〇	一、五三	一、四二	一、五五
日傭人夫	二、六六	四、八〇	一、六一〇	一、七〇〇	一、六四	一、八五
男女	二、八七	〇、五八〇	一、六一〇	七、〇〇	七、八	九、六

右の労働中小作労働に最も類似せるか又は小作労働よりも一層單純にして、筋肉労働者は何人にも可能なるものは農作男、米麥精白職、荷扱人夫日傭等である、而して前記小作人の一日當り報酬を以て此等労働者の賃銀に比するに、大正七年以前に於ては餘り相違を有して居なかつたのであるが、其後此等労働者の賃銀は著しく騰貴して、今や小作人の報酬とは大なる懸隔ある様に至つて居る、是し小作争議に於て小作人か小作料輕減を主張する重要な材料に供するものである、更に参考の爲め東京市に於ける最近五ヶ年間の各種労働賃銀を表示することとする。

職業別	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
大工	二、五四	三、六〇	三、七八	三、三〇	
左官	二、二五	三、四七	四、二一	四、三三	
瓦葺	二、三〇	三、二〇	—	四、〇八	
煉瓦積	三、〇三	四、四七	四、二三	四、〇三	
石工	一、八八	二、六四	二、八五	四、四七	
下駄職	四、五〇	七、〇五	七、〇六	三、〇〇	
活版植字職	三、三七	五、六六	六、八二	二、九二	
日傭人夫	三、五九	四、四六	四、三六	二、〇八	
下男(月給)	九、六七	二〇、七六	二〇、〇八	一九、四四	
下女(月給)	六、五六	一五、五七	一六、二八	一六、四六	

下男下女は雇主より食料を支給す

農業労働を考察するに當り看過すべからざるものあり、そは他なし農業労働に一定の期間があつて、全年を通して従事することの出来ないこと云ふことである

殊に一毛作の行はるゝ北國方面の降雪地に於ては其期間は甚だ長のである、假令略同様の勞働であつても、働き得る日數の多少に由り大工と屋根屋とは其賃銀に相違を有するを以て一般に正當と承認せらるゝに於ては、農業勞銀の高低を批判するに際しては此點を顧慮せねばならぬ。

農業勞銀が如何に季節的に制限を受くるものであるかを判明ならしむる爲め、新潟縣産業調査會が中農八十四戸に就て調査せし所のものを左に掲ぐることにす。然し新潟縣は殆一毛作地であつて、全國有名の積雪地方であるので表日本の二毛作地と同視すべきものでないことは云ふ迄もないのである。

月次	勞働力總數	既定休日	勞働力實數	實際勞働數	過不足
一月	一三八	三、	一二四、二	五五、四	十六、八
二月	一三八	五、五	一一二、七	三八、六	十七、四
三月	一三八	三、	一二四、二	五九、四	十六、四

月次	勞働力總數	既定休日	勞働力實數	實際勞働數	過不足
四月	一三八	五、	一一五、	七八、九	十三、六
五月	一三八	五、	一一五、	一二四、	九、
六月	一三八	六、	一一〇、四	一〇六、	十三、八
七月	一三八	五、	一一五、	一〇八、一	十六、九
八月	一三八	七、	一〇五、八	八〇、一	二十五、七
九月	一三八	六、	一一〇、四	七六、四	十三、四
十月	一三八	二、五	一二六、五	九四、二	十三、三
十一月	一三八	三、	一二四、二	一一五、八	八、四
十二月	一三八	三、	一二四、二	六六、七	十五、七
計	一、六五六	五四、	一、四四七、六	一、〇〇三、六	十四四、四

右は一戸平均の家族八人一分で内勞働者數四人六分、耕作反別二町四反六畝内田一町九反六畝、畑五反のものに就て調査せるものなり

即ち前掲の農家に於ては供給し得る勞働總數は千六百五十六であるのに其所要勞働は千三百六分に過ぎないので六百五十三人の過剰を有するにも拘らず五、六

兩月に於ては他より四人乃至九人の供給を仰ねばならぬのである、即ち實際所要の労働積数は其總供給労働力に比し僅に六割六厘であつて約四割は労働不能である、又若し定休日を差引ける労働力實數よりも其實際の所要労働は其七割一分三厘を出でずして其他は不要に歸するのである。

勞銀の構成分子に労働者の生活維持費を含むものとすれば、一ヶ年の總日數を以て勞銀總額を除したるものを一日當り斯業の眞の勞銀と云ふべきである、此意味より云へば前記農業労働者の眞の賃銀は結局左の如く僅に四、五十錢の小額となるのである。

農業労働		労働力總數に 割當たる其勞銀	労働力實數に 割當たるもの
最高平均	七五 <small>錢</small>	四五、四 <small>錢</small>	五三、四 <small>錢</small>
最低平均	七〇	四二、四	四九、九

勿論農家は大概大小に拘らず副業を有して居ないものはない、然し全國中極一

小部分を除いては副業の収入は略知れたものであつて、遙に本業に及ばざるは言を待たぬ所である、よし又本業同様の収入ありとするも其の眞の勞銀が僅に七十五錢前後を支へ得ると云ふに過ぎぬのである。

以上研究せし所に由り、小作人の報酬は僅に生計を維持し得るのみの程度であつて、殆ど向上改善に振向くべき餘地なく、一度小作人階級に列せば自力を以てしては容易に地主となることの不可能である所以を知ることを得たこと、信ずる。

特に不作の年に於ては地主は多少小作料を減ぜらるゝも、米價高に由り収入は却つて増加するに反し小作人は其得る所甚だ少量であつて僅に家族の食糧を支へ得るか得ないかと云ふ危険線に立てるものであつて、米價騰貴に基く恩恵には、何等浴することが出来ないのみならず、却つて甚だしきは食料不足の爲め高價の食料を他より買入れねばならぬ場合も少からぬので、小作人現在の報酬は全く賃

銀としての最低賃銀と云はねばならぬ。

勿論土地に對する放資が有價證券に對する放資よりも確實であつて、且將來有望なるが爲め其利廻に於て有價證券よりも不利なるを當然とすると同様に、農業労働は自主自決的で衛生上にも工業労働の比でなく、且其性質は簡單にして何人にも出来るが故に工業労働よりも賃銀の決定は割引せらるべきものであることは論を待たぬ所である、然し其割引すべき程度には自ら限度あることを忘れてはならぬ若し其限度を超へて低きに過ぐるに至らんか、農民は如何に保守的とは云へ漸次比較的優良なる他の労働に轉ずることとなり、農村に於ける労働は不足を告げ農業は衰退に向ふこととなるであらう。

今本項を終るに當り兩者分配の實況を一層明瞭になし置くの必要あるが爲め一二之に關する調査の結果を掲ぐることにする。

其一は大正八、九、十の三年に亘り新潟縣農會の調査せしものを基礎として算

出せるもの、其二は同縣某地主と某小作人との現況に就て縣當局の調査せるものである。

其一 地主小作兩者の實收高調

	大正八年	大正九年	大正十年	平均
地主所得	円 五二、七〇八	二七、七五〇	三九、四八一	
公課(地價一反歩平均卅五圓とし其千分の十五)	円 五、二五〇	五、二五〇	五、二五〇	
差引	円 四七、四五八	二二、五〇〇	三四、二三一	
土地實買價格(勸銀調普通田)	円 五〇、四〇〇	四五六、〇〇〇	四九四、〇〇〇	
價格に對する純收入割合	分 九、四五五	四、九三四	六、九二九	
小作人所得	円 五八、五六〇	三五、七五	四三、六七〇	
肥料其他現物費	円 一九、〇三六	二三、三〇〇	一五、四三四	
差引	円 三九、五二四	一二、四五〇	二八、二三六	
所要人夫(馬を人夫の倍額換算)	人 三一、〇三〇	三〇、三六〇	二九、三八〇	
一人當勞銀	円 一、二七三	四一〇	八六一	

古の統計に由れば地主の放資利廻は最低五分、五厘平均七分一厘に當り、他の有價證券の利廻に比するも甚しき遜色なく、却つて一流證券の利廻よりは有利なるやの感あるに反し、小作人の勞働報酬は最高一圓二十七錢最低四十一錢にして平均八十五錢に達せず、之を他の同様勞働賃銀に比するも甚しく過少なることは否定せられないのである。

其二 地主及小作人の實收調 (原調査には米價を一石二十五圓に換算せり、るも前掲調査の平均三十五圓に改算せり)

地 主		小 作 人	
一、入付米	七斗五升	一、收穫高	一石六斗
代 金	二六、二五	内地主納米	七斗五升
支 出		殘 米	八斗五升
地 租	一、四九	代 金	二九、七五
縣租地租割	二、一〇	藥 代	一、五〇
村 稅 同	九八	合 計	三一、二五

農 會 費		支 出	
水利水害組合費	九八	肥 料 代	七、〇〇 (豆粕二、五〇、糠三、其他一、五〇)
協 議 費	二〇	種 稈 三 升 代	七〇
所得稅分擔	一、四〇	農 具 損 料	三、〇〇
縣稅戶數割	一、〇六	人 工 架 損 料	二、五〇
世話人料雜費	五〇	雜 費	五〇
計	九、〇一	計	一三、七〇
差 引	一六、二四	差 引	一七、五五〇

既に述べたるが如く近年中央政府を始め地方自治體、若くは組合團體等に於て自作農設置に就て幾多の施設を加へ、金融機關の之に策應せるに拘らず土地の兼併は依然として行はれ、自作農は却つて減少し、小作及自作兼小作の兩者は漸次増加を示せるは、一面地主小作人間の分配に缺陷あることを證明するものと見ねばならぬ。

全國田地作者異動表

年	反		別		百		比
	自	作	小	作	自	作	
大正四年	一、四四七、一九一	一、五二八、三七四 _町	四八、八〇	五一、二〇			
大正五年	一、四五〇、〇六〇	一、五二九、一九二	四八、六七	五一、三三			
大正六年	一、四四九、三八五	一、五四七、四四一	四八、三六	五一、六四			
大正七年	一、四五四、二九八	一、五四八、五一五	四八、四三	五一、五七			
大正八年	一、四六五、一一三	一、五五六、七六六	四八、四八	五一、五二			
大正九年	一、四六四、四九四	一、五六九、二〇九	四八、二八	五一、七二			
大正十年	一、四七三、二六二	一、五七一、六二七	四八、三八	五一、六二			
大正十一年	一、四五七、九九三	一、五六七、〇四三	四八、二〇	五一、八〇			

以上記せし所に由り、地主と小作人との間に於ける分配の状況や又其双方分配分が他の略同様のものに比し如何なる程度にあるかを明にせしを以て是より進ん

て小作爭議に於ける兩者主張の根本に就て今少しく考察を加ふることとする。

爭議上双方の主張

現に各地に行はるゝ小作爭議に於ける論點と當事者双方の主張とは實に千差萬別であつて、之を整理統一することは容易ではないが、大體上二種に大別するところが出る、其一は不作に基けるもの即ち分配すべき總量の減收を理由とせるものであつて、他は其論據を分配の不公平に立脚せるもの即ち地主の分配分が小作人の分配分より多きに過ぐるとなし契約上の小作料を輕減せんことを主張するものである、其不作に基ける爭議は、程度若くは形式には相違あるにせよ、古來より行はれたるものであつて、一部の地主中には契約當初より已に之を默認して居るものありと云ふて差支ないものがある、彼の免引小作の制度の如き明に之を證明するものである、其の場合に於ては、收穫高に關する見解が問題の中心をなすもの

てあつて、其解決の着くと共に、争議も亦解決せられ多少の手續は要するも至極簡単に片付けらるるものであるが、此種の争議は、近年農民の自覺と共に漸次減少の傾向を示して居る。

之に反し分配の不公平を論據とせるものは、双方共に其公平と否とを決すべき標準を有しないので、徒らに論争を逞ふするに過ぎずして争ふに従つて愈解決困難に陥るの觀がある、前者の場合に於ては分配割合の如何は深く之を争はず、唯其收穫高の多少こそ問題であるのみである、故に現在各地に行はるゝ檢見法なり、坪刈法なりに由つて其事實の判明するに於ては、又論争すべき根據を失ふこととなり、茲に解決を告ぐるは當然のことであるが、後者は然らず、收穫高の多少を論ずるは勿論、假令其事實判明するも其分配割合に就ても之に抗争するを以て、其割合の決定困難なる以上は、解決も亦困難ならざるを得ぬのである、而かも其一部の論據を地主の富有なるに反し、小作人の貧窮と云ふが如き社會問題に置く

を以て、兩者間の論争は多岐に亘り、双方の意見は容易に一致し得ないのである、要するに小作争議は單なる收穫高の論争より漸次分配割合問題に進み、今や小作人の向上問題に進展せるのである。

小作人の境涯が時勢の進運に伴つて居ないことは多數の地主も亦之を認めて居るのである、されど、それは農業其者の然らしむる所であつて、分配の不公平より來れるものとは首肯しないのである、何となれば地主も亦他の産業に携はれるもの、如く、時勢に伴つて發達し得ないのを以て見れば、一方が相當以下の分配を受け、他方が不相應の分配に預かれるものと云ふべからざればなりと主張するのである。

小作人の小作料軽減に對する地主側の主張は、之を約言するに近年米の收穫高の著しく増加せしは統計の證明する所である、是れ決して偶然の現象ではない、其實地主が直接間接資本を投じ、自ら卒先して土地の改良、技術の進歩を計つた

爲めてある、然るに地主は之れが爲めに少しも小作料の引上を請求せしことなく小作料は古來一定し、近年は却つて小事故の爲輕減を迫られて漸減して居ると云ふ有様であつて、更に其恩惠に浴して居ないにも拘らず、尙ほ小作人が世運の進歩に伴はぬと云ふ理由の下に小作料の輕減を強要するが如きは沙汰の限りであつて、地主としては少しも讓歩すべき理由はない、殊に近年地主の負擔する公課は頗る増加し、地主の純益は甚しく縮少せられ、土地の放資に對する利廻は他の事業放資に比して甚しく低劣となつて居るので、此以上の犠牲は堪ゆる所でないといひ一般國民に對しては若し此以上更に小作料を輕減せしめらるゝに至らば勢ひ土地を處分するものは續出し新に資本を投下するものは減少し、農村は益疲弊に陥るに至るべしと聲明するのである。

之に對する小作人の抗辯は左の如きものである。

近年收穫高の増加せることは敢て否定しない、然しそは全く耕作法の改良、技

術の進歩、施肥の増加等に基けるものであつて、悉く小作人の努力と放資とに由れるものである、反之、近年産米の品質、俵裝の改良等の爲め市場に於ける産米の地位を高め、市價の騰貴を促せしことは少くない、而して其利益に浴せるものは地主であつて、其所得の大部分を自家用に消費し殆ど賣出の餘力なき小作人には何等幸する所はない、又地主が高調する土地放資利廻問題の如きも今日の相場に照して低率を嘆つものであつて、殆耳を傾くべき價値はないのである。

地主が現に有する土地の大部分は非常に廉價にて買入れたるものであつて、其買入價格より見たる利廻に至ては他の如何なる放資にも決して劣れるものではない、土地の價格騰貴、米價の漸騰と云ふが如き國家の進運より來れる恩惠は、地主獨り之を享け小作人は殆ど其恩澤に預かることが出來ないと云ふが如き片手落は地主の反省すべきであらうと云ふのである。

大正十一、二年の頃新潟縣下各地に於て地主と小作人との間に深刻に論争せら

れたる所謂三升問題（一俵につき小作料三升の輕減論）及單俵問題（小作米の俵裝を單俵とすること若し地主にして二重俵を要求するときは相當代金を支拂ふべしとの論）等は種々の理由と來歴とを云々するも、夫等は殆ど口實であつて、其内心は悉く地主の收入多きに過ぐるとの考へより來れる小作料輕減論であつて、不作の爲めの輕減論ではない従つて、年を経るに従ひ其主張は歩一步擴大され、今や來歴を超越したる輕減論に進んで居るのである。

前記双方の主張の當否は上來論述せし所に由り略之を斷ずることを得べく、今更茲に再論するの必要なべきを以て、直に進んで、其論争を招徠せし現行の分配法に就て今少しく考察することとする、思ふに論争の基く所は結局分配問題であるので其其適不適は則ち論争の理非の分るゝ所であらねばならぬ。

現在の分配法と其缺點

既に記せしが如く、現在各地に行はるゝ分配法は定量法と云ふべきものであつて地主は年の豊凶、收穫高の多少に頓着なく、土地の貸借契約を結べる際、決定せられたる一定の數量を受け、小作人は其餘剰を收むることとなつて居るのである、其地主の受くべき數量の決定には土地の生産力とか、位置の便否とか、耕作の難易とか、土地買入條件とか、使用條件の有無とかを参照考慮せしや言を待たぬ所であるが、要するに豫め其高を定めたるものであつて、年々の生産高には常に比例して居ないのである、故に契約面より見れば凶年には地主を利し、豊年には小作人を益し長短相補ひ、必ずしも不公平の様ではなく又論争すべき餘地はない様であるが、仔細に觀察するときは決して然らずと云ふべきである。

米價にして常に一定し、豊凶にして必ず交互に來るものならんには更に不公平の點なく論争を惹起すべき理由なかるべきも、凶年には米價騰貴し、豊年には下落するを以て凶作の際には地主は愈利するも、豊作の際には小作人を利する所甚

だ薄く、豊凶の度又常に一致するものではない、故に僅に不作を見るも地主は直に小作料軽減の請求を受け、米價の騰貴に理由付けられて譲歩を餘儀なくせらるゝも、豊作の際には弱者酷遇の悪名に恐れて、更に増額の請求をなすことを得ず勿論小作人よりは進んで増額を提議する筈なく、結局貸借當時双方の適當として承認したる小作料をば最高小作料と見做し常に軽減問題に直面せしめて居るのて、論争の絶へぬも決して不思議はない。

さらば其定額をして凶年の際にも軽減主張をなさしめざる程度に軽減せんか。土地放資の利廻は大に低下し資本家は農業に對し其繁榮の要素である所の資本の注入を厭ふこととなり、農業は漸次衰退に歸するや必せりである、又小作人は其要求の容れられて定額軽減を見るときは一時は之に満足し、争議は爲めに小康を呈せんも、少しく之に慣るゝに至れば蜀を得て臚を望むは人情の常であつて、又少しく不作を見んか忽ち軽減運動を開始し、争議を繰返へし、結局停止する所なる。

かるべきである、是れ明に定額分配法の不合理不完全を語るものと云はねばならぬ。

先きに地主小作人の分配状況を記すに當り少しく述ぶる所ありしも今更に現行分配法の如何に不完全のものであるかを明にする爲めに公式を以て説明することとする。

(1) 地主の提供せる土地 + 小作人の經營 = 收穫高

(2) 收穫高 - 小作料 = 小作人の所得

收穫高は年々不定であつて小作料は一定せり、不定の收穫高より一定の小作料を差引ける小作人の所得は不定ならざるを得ず。

(3) 小作料 × 米價 - 公課 = 地主の純所得

小作料は一定せるも米價は年々著しき高低あり、公課も時々多少の増減はあるも概して一定せるを以て地主の換價上の純所得も年々少からざる相違あるもの

とす。

(4) 小作人の所得×米價－肥料代＝小作人の應得報酬

小作人の所得は不定であつて其換價も亦不定なり、之に反し肥料代は年々相違あるも收穫高分配の際には一定せるものである、即ち不定と不定との集合より、一定の肥料代を控除せる小作人の報酬は甚しく不定なるべきものとす。

米の收穫高が如何に不定であるかは左の全國産米統計に徴すれば明である。

年次	産米高	大正元年を 百とし百分比	一反當收穫高	大正元年を 百とし百分比
大正元年	五〇、二二二、〇〇〇石	一〇〇	一、六七二	一〇〇
二年	五〇、二五五、〇〇〇	一〇〇	一、六五九	九九
三年	五七、〇〇六、〇〇〇	一一三	一、八七九	一一二
四年	五五、九二四、〇〇〇	一一一	一、八二九	一一〇
五年	五八、四四二、〇〇〇	一一六	一、九〇三	一一四
六年	五四、五六八、〇〇〇	一〇八	一、七六九	一〇六

七年	五四、六九九、〇〇〇	一〇九	一、七六八	一〇六
八年	六〇、八一八、〇〇〇	一二一	一、九五九	一一七
九年	六三、二〇九、〇〇〇	一二五	二、〇二二	一二二
十年	五五、一八二、〇〇〇	一一〇	一、七六一	一〇五
十一年	六〇、六九一、〇〇〇	一二二	一、九三二	一一五
十二年	五五、四六六、〇〇〇	一一〇	一、七六二	一〇六

即ち米の收穫高は過去十二ヶ年間に於てすら、或は二割五分の増収を見たることあり、或は其七割九分に達せざることあり、又二割五分の増収の翌年には僅に一割の増収に下り、其翌年には又二割の増収となり、又一割に下る等實に著しき増減を示して居る、然るに小作料は殆一定し、假令減額を見たるものあるも其額多からざれば、不作の場合に於ける小作人の取得分は、餘程少額とならざるを得ぬことは直に首肯せらるゝのである、而して小作人は其所得の如何に小量の時と雖、其使用せし肥料に對しては必ず一定の金額を支拂はねばならぬ、従つて其純

所得は非常に増減多きものと云はねばならぬ。

又地主に於ても年の豊凶如何に拘らず其收むる所の小作料は略一定せるので、之れが換價上には常に大なる危険を感じざるを得ないのである、即ち凶年には米價騰貴の爲著しく有利の地位に置かるゝも豊作の際には收穫高と殆ど交渉なく、一定量を收むるに過ぎざれば、其市價暴落の爲め其収入金額は、大に減少せらるゝにも拘らず、其負擔する公課は一定して居るので、少からず苦痛を感じざるを得ぬのである、即ち現在の分配法は豊年には地主を苦め、凶年には小作人を泣かしめ、一年として双方に満足を與ふることの出来ないものである、して見れば如何に不合理不完全であるかは多く説明を要しないであらう、由て、前記の公式を新潟縣下の實際に適用して過去五ヶ年間に於ける地主と小作人との収入如何を比較して之を實證することゝしたい。

	大正六年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
縣產米高(石)	三、八五〇、〇〇〇	三、〇五九、〇〇〇	三、四三一、〇〇〇	三、〇五九、〇〇〇	三、一三三、〇〇〇
一反當(石)	一、六四五	一、七六三	一、九七〇	一、七五〇	一、七八八
平均小作料(石)	九一八	九六九	一、〇二〇	九七八	九六五
換價(圓)	二七、七九七	四一、五六六	二九、九二〇	三一、三九三	二八、九六九
公課(圓)	四、四四九	五、九三〇	六、二二六	六、五三七	六、五三七
差引地主の純所得(圓)	二三、三四八	三五、六三六	二三、六九九	二四、八五六	二二、四三二
小作人の所得(石)	七二七	七九六	九五〇	七七二	八二三
換價(圓)	二二、〇一三	三六、〇〇三	二七、八七三	二四、七八一	二四、八五〇
肥料代(圓)	九、〇〇〇	一九、〇三〇	二三、三〇〇	一三、九一〇	一八、六三〇
差引小作人の純所得即經營報酬(圓)	一三、〇一三	一六、九七〇	四、五七三	九、八七一	六、二二〇

上來屢述べたる肥料の一定とは其代金の一定の意味ではなく、收穫の際に於て其支拂ふべき金額の一定せるの謂であつて其年々の支拂額は決して同一ではなからぬ、即ち小作人は收穫の増減に由り其所得額に年々著しき増減あると共に肥料相

場の著しき高低の爲めにも亦純所得に少からざる相違を受くるのである、故に小作人は單に收穫高増減の危嶮に直面せるのみならず、肥料相場の高低に基づく危嶮をも負擔せるものであつて、生活の安定を缺ける點は地主と同日に論ずべきでない。

日銀調査の肥料指數

月次	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
一月	二〇二、一	三五一、七	一二七、二	一八九、〇	一五九、九
二月	一八四、三	三四二、六	一二五、四	一六八、六	一六二、七
三月	一七一、九	二九八、二	一二一、五	一六七、九	一五八、〇
四月	一七九、四	二八一、一	一四〇、一	一八七、六	一六一、二
五月	一八八、一	二四一、一	一三六、八	一八〇、二	一八三、九
六月	一八七、三	一五一、六	一三二、〇	一九六、三	一五一、二
七月	二二〇、四	一六三、四	一三四、二	一七八、〇	一四三、一

八月	二三三、七	一三三、八	一四一、一	一九五、〇
九月	二二四、八	一三三、八	一七五、七	一六二、六
十月	二四四、〇	一四九、六	一八四、七	一六〇、六
十一月	二六〇、八	一四〇、五	一六八、四	一四一、六
十二月	三三八、二	一三一、二	一七七、八	一四三、三

前記の算定に於て、全縣平均の小作料は之を知ることが出来なかつたので、日本勸業銀行の調査に係る普通田の小作料を採用すること、せしも、之を實際に照合するときは少しく高き減みあるを以て、略五厘方の割引をなせり、由て實際は右の計數より或は多きものあるべく、又之に反し少きものあるべきも其程度は至て輕微であらう。

又土地の公課も全縣に互つて其平均を算する能はざれば、全縣平均地價二十九圓六十六錢に對し大正六年は平均其千分の十五、大正八年は千分二十、其以後は

毎年五厘増と推定したので、實際よりは高きに失せるも決して低きに失せる憂なきものとす。

以上の研究に由り、現在の分配法は、最も生活の安定を要する小作人は年々増減常なく、而かも其額は甚だ少額であつて僅に生存線に立てりと云ふべき有様にあるに反し、比較的収入の安定を要せない、地主の収入は毎年比較的に一定し其額も亦比較的に多額であるので、從來の分配法が如何にも不合理であることを了解することと信ずる、由て是より進んで合理的分配法の如何なるものなるかを論述することとする。

合理的分配法たる割合制

現在各地に行はるゝ定額制は上來說述せし通り不備不完全のものであつて、夫れ自體が爭議の禍因を抱藏して居るので、當然速に改良せねばならぬものである

而して其缺點を補充し而かも合理的であつて、地主にも又小作人にも爭議を起さしむべき餘地のないものと認めらるゝものは割合制である。

割合制とは豫め小作料の數量を一定せず、例へば小作料を何石何斗と定むることなく、地主と小作人とが、各其農業經營に提供せし資本と勞力との對價に比例して、其收穫高を按分に分配せんとする方法を云ふ、其對價の算定に就ては非常なる困難の伴ふものなること論なき處である。

屢記せしが如く農業は天候の如き人力の如何ともなすことの出来ない自然力と密接の關係を有して居つて、年々其收穫高の一定しないものである、然るに其收穫高を兩關係者に分配するに當り、定額制の如く其一方即地主に對して一定量を分配するに於ては、他方其殘部の分配に預かれもの即小作人のみ、天候上より來る危險の全部を負擔することとなるので、決して公平なるものとは云ふことが出來ない、之に反し利害關係者たる地主と小作人とが、各其提供せし資本と勞力と

の對價に應じて之を分配することゝなすに於ては、天候其他自然より生ずる危險の負擔は、双方均しく之を擔ふことゝなり、年に由り其收入には増減を來すも、米價の高低は自ら之を調節し、豊年には双方共に多量の收入を得て市價低落の苦痛を減じ、凶年には双方共に其收入を減ずるも、市價の騰貴に由り其不足を捕ふことを得べく、双方の所得は毎年其收穫高に比例し利害常に一致するので、爭議の餘地なく、如何にも合理的と云はねばならぬ。

されど、其分配を定むる標準たるべき割合の決定は、實に重大問題であつて、其決定にして正鵠を誤り、兩者何れに對しても些かにても、無理ありと認めらるゝるに於ては、決して紛争を絶つものではなく、結局現行のものを選ぶ所なかるべきである以下少しく詳論することゝする。

現在各地に行はるゝ小作料に就て、地主小作人間の分配割合を見るに、上述の如く、地主は四分五厘乃至六分、小作人は四分乃至五分五厘に當り、全國殆大同

少異であつて、唯二毛作地に於ては第一作以外の收穫は小作人に歸する關係よりして一毛作地よりも其割合小作人に不利を示せるの差あるのみである、是れ恐らく、徳川幕府時代の税率四公六民乃至六公四民を根據としたるが爲めであらう。

徳川時代に於て四公六民とか、六公四民とか云へる割合の決定には相當の根據があつたのであらう、然し當時の地主即藩主の收むる所の年貢米は、地主としての權利に準據せるものと云はんよりは、治者としての權利に基けるものと云ふべきであつて、其割合の輕重は議せらるゝも、理否は論ずべき限りでない、されば四公六民又は六公四民と云ふも、現在の小作料同様、其額を一定せしを以て年の豊凶に由り其割合は年々變動し、公稱比率は殆ど唯名目として存するに過ぎざりしものと認むるの外ないのである、假令徳川時代の鐵則は如何に合理的の根據ありしものとするも、爾來我國の經濟界は殆ど一大革命を経て異常の進歩を來し、土地の價格と云ひ、一般の金利と云ひ、將又土地の經營法と云ひ、悉く著しく變

動せるのであつて、農業經營上、地主と小作人との關係に於ても、少からざる相違を生じて居るので、昔日に於て一般に首肯せられたるものも一應考察の後でなくしては今日直に無條件に受入ることは出來ないのである、由て現行の定額法に由れる分配割合及其割合決定の基礎である所の徳川時代の税率と余の所謂合理制とは如何なる關係に立て居るかを一考することとする、之に先ち其合理的割合制を決定する方法を詳論せねばならぬであらう。

其割合制を決定するには左の方法を採用するを以て尤も理想的であると思はるゝ

一、毎年の收穫高を

イ、地主が提供せし土地の時價に對する相當利廻額と其公課額と

ロ、小作人が其經營に要する勞力に相當する報酬と適度の肥料代其他直接必要の費用とに

按分して分配すべき割合を定むること

二、前記割合決定は五ヶ年毎に改定すること

毎年決定をなすは最も合理的ではあるが、容易の業でない、又假令年々多少の異動は生ずるとするも其比率は必ずしも著しく變動すると思はれない、由て一定年限は之を改めざることにする、然し久しきに至るときは環境に少からず變動を生ずる恐れがあるので、五年目毎に改訂すべきものとする。

三、收穫高のみは毎年決定することとし、其實收額を前記の方法に由れる割合にて地主と小作人との分配すること

四、分配割合と收穫高との決定には、府縣を數區又數十區に別ち區毎に其地に於ける名望家中農事に堪能なる、地主、小作人各一名及府縣技師の三者を選定して之に當らしむること

區の範圍は必ずしも現在の郡町村と云ふが如き行政區域に由るを要せず、水利

の関係、地主、小作の事情等を考慮し適宜之を定むること

今其割合決定方法を方程式にて示せば左の如くであつて、如何にも公平で從來のものに比し更に論争の餘地なきことが了解する。

$$\text{收穫高} \div ((\text{土地の時價} \times \text{其相當利廻} + \text{土地の公課}) + (\text{所要勞銀} + \text{肥料其他現物費})) = X$$

$$X \times (\text{土地の時價} \times \text{其相當利廻} + \text{土地の公課}) = \text{地主の收得すべき分}$$

$$X \times (\text{所要勞銀} + \text{肥料其他現物費}) = \text{小作人の收得すべき分}$$

更に之を實際に應用して見るに左の如き結果を呈するのである。

新潟區農會の調査に由れば大正十年度に於ける同縣の平均一反歩の收穫高は二石二斗一升五合にして米價は平均三十二圓八十錢、土地の公課六圓四十錢、肥料其他の現物費十三圓九十一錢所要勞働二十八人勞銀一圓五十錢、土地の時價五百五十六圓(日本勸業銀行十一年四月調普通田の賣買價格に由る)其相當利廻を年六

分とすれば地主と小作人が各自收受すべき高は左の如くなるのである。

$$2.215 \div \left\{ \left(556 \times \frac{6}{100} + 6.40 \right) + (28 \times 1.50 + 13.91) \right\} = X$$

$$X = .023152$$

$$X \times \left(556 \times \frac{6}{100} + 6.40 \right) = .9205 \quad (\text{即地主の受くべき分})$$

$$X \times (28 \times 1.50 + 13.91) = 1.2945 \quad (\text{即小作人の取るべき分})$$

之を現在のものに對照すれば左の如き相違を示す。

	現在	比例法	増減
地主	1石、1110	9石、210	(1)、1100
小作人	1、095	1、294	(+)、1100

更に一層理想的の分配法は、何人が當るも必ず支拂はねばならぬ土地の公課の如き、適度の肥料代及現物費の如きは分配するに先ち收穫高より控除し、其餘のものを地主が提供せし土地の時價に對する相當利廻額と、小作人が提供せし勞力

に相當する代り金とに按分して分配するにあるのであるが、其斯くするには先づ收穫高を換價せねばならぬ、收穫當時に於て、産米全部を換價して割合を算定するは公平を缺くの恐れなきにあらず、即肥料其他のものは已に消費せしものである、之に相當せる米の分量は明であるも、公課は將來の支拂に屬し、收穫の際多少の缺點はありとするも、前記の方法は比較的にも公平のものであつて又最も合理的のものであれば之に由るの外ないのである。

勿論此方法には收穫高の決定と云ひ、公課及肥料代の算出と云ひ土地の時價決定と云ひ、其相當利廻の算定と云ひ、將又所要勞働及其賃銀の決定と云ひ、何れも容易ならざる困難の伴へることは覺悟せねばならぬ、されど、こは小作爭議と云ふが如き大問題の解決上已むを得ぬものであつて、而かも一度之れが決定を見るに至れば其後は大に其勞を省くことを得るや必せりである。

收穫高の決定の如き農業中最も忙しき時期に於て、少日數の間に多數のものを決定せねばならないので、難事たるには相違なきも決して不可能のものではない、現に不完全ながら、各地に行はれて居るのである、彼の免引小作の行はるゝ所に於ては、殆ど毎年一部に其實例を見ざるなきを以て、更に擴大して一般に適用すれば足るのである。

今日行はるゝ所の檢見法や坪刈法は不完全であつて却つて公平を失するの感なきにあらざるも、そは全く當事者双方の不都合（即地主は代人を以て實見せしむるを以て小作人とは慣合に陥り易し）より來れるものであつて、制度其者の罪ではない、殊に之を各地方に於て最も經驗を有し、信用ある有識者等をして決定せしむるときは必ずや公平を見るべきである、若し其決定に對し一方に於て異議を唱ふるに於ては異議者をして手數と繁鎖とを提供せしめ、全部の收穫高を實地檢定する方法を取れば足るのである。

現在の地租其他の公課に至ては、土地の眞價に伴はない假定的法定地價に比例して賦課するものあり、又所有者の資産に應じて其率を異にせるものありて、人に由り同じからざれば、精密なる算定は困難なりと難、普通の場合に於ける直接の土地負擔の算出は決して甚しき難事ではない、況して前記の如く地方の老農及地主をして之れを算せしむるに於ては局外者の想像するが如く困難ではなからう。

然し肥料の計算には少しく困難を感ずるであらう、肥料全部にして金肥ならんには其計算は簡單にして明瞭であるも、今尙ほ金肥以外のものを使用する所も少なくない、其道に精通せるもの、言に由れば、近年金肥の使用著しく増加し全體の九割を下らざるに至れるもの、如きも、山間部地方に於ては今尙ほ堆肥其他換價困難のものを使用する所少からず、政府當局も之れが使用を奨励しつつあるので決して無視することは出来ないのである、然し其種のものとは雖必ずしも算出不

能とは云へない、假令其者自體は換價し能はざるにせよ、金肥を使用するものと比較類推して決定すれば甚しき不都合を見るものではない。

右の如く收穫高は手數と繁鑽とを厭はざるに於ては正確なる計數を知ることが出来るし、公課と肥料も其大部分は判明せるものであつて唯一小部分に算定困難なるものあるに過ぎない、由て若し其推定に多少の相違ありとするも、割合算定の大體上より見れば、甚しき不公平を生ぜしむるものではない。

之に反し土地の時價は割合決定の上に重大なる關係を有し、又其決定は容易ではない、既に述べしが如く土地は、有價證券の如く公定相場を決定する取引市場の如き公の取引機關の存するでもなければ、他の諸商品の如く常に取引せらるゝものでもない、又、條件の同一なるもの少なく殆ど各地悉く其條件を異にして居るので、之れが相場を決定するは餘程困難なるものと云はねばならぬ、然し土地價格の要素たる生産力は算定容易ではないが不可能ではない、生産力にして算出

さるゝに於ては相當利廻の決定を待つて之を還元するも甚しき不都合はない、現に地方に由りては小作米の數量を基礎として賣買せられ、一俵地何程と稱し之を單位に價格を定め居れるに徴しても知ることが出来る。

單に生産力に基ける算定のみを以てせず、近接地の賣買價格より推定するも亦一方法であつて現に各地行はるゝ賣買の實際は、多く此方法に由れるものゝ様である、然し此方法は取引の少き地方に於ては適用困難であるので一般に應用することは出来ない。

土地價格の成立論の如きは今茲に論議するの要はない、唯現に各地に於て賣買價格を決定する時價算定法を合理的に適用すれば敢て不都合はないのである。

土地の時價は右の如くにして之を決定し得るとするも、其適當の利廻は如何に定むべきかは是れ亦頗る難事である、資金の需給關係よりして金利の、地方に由り相違あると同様に、土地放資に對する利廻も、地方に由りて相違あるを當然とす、甲

地の資本家は五分の利廻に甘じて土地に放資するも、乙地の資本家は六分以下の利廻にては土地の買入を好まざるべきを以て全國一率に算定すべからざるや論なき所にして勸業銀行の調査に由るも明なる事實とす。

然し、云ふ迄もなく土地の利廻は土地と資本との關係に基くものであるも資本は土地以外の他財貨とも關係を有し、資本市場は土地の如く地方的ではないので、土地の利廻は他の放資に於ける利廻に由り左右せらるべきものである、即ち土地への放資は單獨孤立のものではなく、他の有價證券其他の放資と相關的であつて、而かも資本市場は土地市場より遙に廣大であるので、其適當の利廻算定も他の放資に於ける利廻より推定し得られざるものではない。

勿論土地と有價證券とは其種類を異にして居るので、其儘兩者を對照して其割合の當否を定むるは困難には相違ないが、資本家より見れば兩者共に放資物件であつて、唯其確實と市價の將來、資金回收の難易等を金利の將來に對照して選擇

を一二にするに過ぎないのである。

已に述べたるが如く、土地は有價證券に比し將來騰貴すべき要因を備へ、過去の歴史又之を證明して居る、其確實の點に於ても有價證券よりは數歩を抽じて居る、唯資金化の容易ならざるの缺點あるも放資に對し絶へず監視の必要なく、老幼男女何人も所有して危懼を感じざるを以て比較的的需要多く、有價證券よりも低率の利廻に甘ずべきものである、又實際土地への放資者は斯く打算するを常として居る、近年小作爭議に煩ひされて土地に對する信念に動搖を來せる觀あるも、早晩解決を告ぐるや再び從來の打算法に復歸すべきである。

然らば則ち土地利廻の有價證券放資利廻に比し、如何なる程度の低率を以て適當とすべきやに就ては、學說上確乎たる根據はないとは云へ、各種有價證券の放資利廻の差即公債と地方債、地方債と社債、社債と株式等との間に於ける間隔率に準據して決定するも甚しき不都合はない。

最近に於ける各種有價證券利廻

種類	平均利廻	比較高	種類	平均利廻	比較高
國債	六、一七 ^分		社債	八、四五 ^分	一、一五 ^分
地方債	七、三〇	一、一三 ^分	株式	八、四八	〇、三

若し其決定にして其地方に於ける土地放資の利廻として不合理ならんには、資本家は自然に土地への放資を避けて他の有價證券に轉ずべく、勢ひ土地の價格は下落し利廻は再び適當のものに歸すべきを以て、少しく細心の注意を拂ふに於ては適當と否との限界は自ら之を知ることが出来るもので、實際上には其決定も而かく困難ではない。

之に反し小作勞働の賃銀決定には少からず困難の伴ふものと云はねばならぬ、何となれば農耕秋收に携はるものは獨り小作人自身のみではない、其家族の老幼男女が往々不規則に従事し、又時としては動物をも使用するが故に實際使用せし

勞働力を正確に算出することは容易ではない。

然し此種の調査に於ても已に之を試みたる地方少からず、又其結果の公にせられたるものも少からねば、仔細に各地の事情を照合參酌して決定するに於ては稍首肯し得べき計數を得らるゝであらう、勿論人類は機械の如く勞働能率が常に一定して居るものではない、又各人能率を異にせるを以て、一率に算定するが如きは正當のものとは云へない、左れど普通に認容せらるゝ計算方法に由り普通人の勞働力を基礎として算定すれば足るのである、然し茲に一の難事がある、そは勞働時間の計算である、家族手一杯の小作を營める小作者の勞働時間と、勞働力に餘裕を有する小作者の勞働時間とは、同じ一日の勞働も其間少からざる相違のあるものである、何となれば農業の如き季節的勞働に於ては殆ど時間に制限なきを以て、或は終日終夜の勞働を要し、或は短時間の勞働にて足るものである、従つて前者は一日十五六時間の勞働をなす際に於て、後者は十時間の勞働にて足るこ

とがあるので、其何れを單位とすべきや迷はざるを得ないのである、然し其場合に於ても、亦普通の家族が耕作し得る程度の田地の耕作に要するものを標準とすべきであつて、例外に屬するものを採用すべきでなく實驗家の算定に従へば足るのである。

以上の如くにして所要の勞働數量は之を算定することを得んも、其適當の賃銀を決定するは是亦一大難事と云はねばならぬ。何となれば實際に於て賃銀を受授するものでないの、其勞働の性質、難易を賃銀の決定せられたる他の勞働に比較して推定するの外ないからである。

既に記せしが如く小作人とは云へ、農業勞働は戸外の自由勞働であつて心理的にも、衛生上にも工業勞働とは比較し難き程の相違を有し、又格別の教養を必要とせず、其生命は比較的長く老幼婦女子にても差支ないので、單純なる力役者の勞銀と女子の工業勞働賃銀とを參照して決定して敢て不可ないのである、然し農業

は季節的のものであつて一ヶ年の半は經濟的勞働を要求するも、他の一半は勞働を要すること比較的になきに拘らず其間出て、他の事業に携はることは頗る困難であつて、唯僅に少許の利益を期し得べき副業に従事するのみで、一ヶ年の生活を支ふるの點は考慮せざるべからざるものとす。

又茲に注意を要する一事は其勞銀決定も放資利廻決定同様其の適正を誤り低廉に失するに至れば、農業勞働の報酬の少きに失することとなり之に従事することを厭ふて、他の事業に携はることとなるを以て其限界に就ては細心の注意を拂はねばならぬものである。

斯く研究し來るときは各項何れも調査決定上には、容易ならざる困難を伴はざるものなきも、決して不可能の事でないことは略了解せられたることと思はるゝ況して之を最も經驗を有し又密接なる利害關係者である所の地主と老農との兩者に、加ふるに學理に通じ自ら利害の關係なき技術者をも参加せしめて協定せしむ

るに於ては、遺憾なき決定を見るに至るべきや疑ひなき所である、其委員の選定方法に關しては大に考慮を要するや言を待たず。

或は府縣當局の選定に一任すべきか、或は其一部は之を公選に由りて定めしむべきか、若くは府縣農會又は郡農會の如き機關に一任すべきか等實際に應用するに於ては、更に一段の研究を要するも要は唯紛争の餘地なからしむべき公平なる決定をなし得る人物を選定すれば足るのであつて、必ずしも全國一樣の方法に由るの必要はないのである。

斯くして其分配を公平に歸せしめ、經濟上に於ける小作爭議は自ら終熄せしめ得べきも、之れが爲めに尙ほ重大なる研究問題を殘せる事を忘れてはならない、そは小作人の提供し得べき勞力には一定の限度があつて其耕作し得べき面積も廣からざることは云ふ迄もない、従つて其所得には自ら限度がある、故に假令分配は如何に公平に行はるゝも、不作の際には自家用食料を除いて餘す所多からざる

に反し、地主の所有し得べき土地には限度を付せられて居ない、資力の如何に由りては如何に廣大なる土地をも所有することが出来、又農業經營の一方の當事者としては大地主なるが故に不利不便を感ずるものではないので、土地放資家は益放資家となり愈大地主とあるが故に凶年にして小作料少なき際にも其一小部分を自家の食料に宛てれば足り、大部分は高價に處分し得るを以て貧富の差は容易に緩和さるゝものではない、由て社會上より見たる研究問題は依然として消滅するものではない、是れ全く現代の經濟組織に於ける一の缺陷であつて、解決を要するものではあるが本問題とは切離して研究すべきものである、由て之れは他日に譲ることとする。

結 論

以上研究せし所に由り小作爭議は外觀上、工業上の勞働爭議に酷似せるも其實

質に於ては、著しき相違を有し、必ずしも單純なるものではないにせよ、經濟上に於ける分配上の争であつて、其當事者たる地主、小作人共に、より多くの分配を得んとするもの、更に適切に云へば小作人は其地主の分配分を輕減せんとし地主は之を維持せんとする争に外ならぬことは略了解せらるゝであらう、従つて双方共に其分配すべき農物産の増收、其價格の維持等は利害共通の問題であつて、決して等閑に付すべきものでないことは忘れてはならない。

然るに若し双方抗争の結果、利害を無視し一時の感情よりして、小作人に於て其借入れたる土地を返還し、他に一層有利なる産業に貢献するの目的もなく、拱手耕作を顧みざるか、若くは地主にして利害を打算の外に置き他に利用の目的もなく、土地の返還を強要し徒らに之を荒廢に委するが如きことあらんか、小作爭議は茲に經濟問題の領域を超越することとなるものであつて國家の見地より見れば兩者何れも農業の破壊者即産業上の反逆者と云ふべきで、反逆者對國家の關係に

移り、道理問題より權力問題に變ずるものと云はねばならぬ、故に小作爭議は厭くまで農業進歩を前提とせるものでなくてはならぬ、従つて爭議の原因は結局農業繁榮上の障礙となるべき所以のものでなくてはならないのである。

若し夫れ地主と小作人との間に於ける分配にして公平且合理的であつて尙且農業の疲弊、農業労働者の減少とか農業に對する放資の嫌忌とか云ふが如き事實の明瞭となれる時、於ては最早双方の間に争ふべきものではない、そは已に小作爭議の範圍を超越せるものであつて、我國産業上の國是である所の農商工業の鼎立を期せる國家の政策上に、何等かの缺陷あることを證明するものであれば、地主と小作人とは寧ろ共同一致、互に提携して他の商工二業に對抗し得べき國策を講ずるに努力すべきである。

農業者は悉く地主となり、農耕に携はらざる地主階級の存在せるに至るか、又は土地を全部國有に歸せしめ國民中には一人の地主も存せざるに至れば勿論、所

謂小作爭議は茲に消滅するに至るべきも、新に政府と地主、又は政府と農耕者との悶着を生じ、經濟上に於ける分配上の紛争は絶ゆるものではない、若し之れが爲めに農業の進歩が國運の發展に伴はざるに於ては、農業者と商工業者との間に國策上の抗争を喚起し、國費分取上の争ひ熾烈となり決して無事平穩を期するとは出来ぬであらう。

故に若し一部人士の唱ふるが如く小作爭議を恐れて地主階級の全滅を計り、土地の國有を企て小作を全滅せしむるも其結果にして農業の衰退を招くに至らんか傳染病の食物より來ることを恐れて、食事を攝取せざると同じく傳染病には罹らざるべきも、劫つて死を誘致するの愚と好一對であつて、寧ろ爭議を繼續せしめ其繁榮を失はしめざるの道を講ずるに若かぬものである。

世上農産物の增收と其價格の引上とを以て小作爭議の終熄を期するもの少くならう。

蓋し第一策は已に略説せしが如く豊年に於て争議の少きより推論するものであつて、深く考察せざる爲めの誤りに基けるものである、若し分配法に於て其當を失し不公平の存する限り、一時は収入増加の爲めに小康を呈すべきも人智の進み所謂分配上に覺醒するに於ては、争議は漸次擡頭し終熄すべきでない、而かも收穫の増加策には相當の資本と努力とを要し、一朝一夕の能くする所でない事は已に實驗せし所である。

又第二策の價格引上の如き、經濟上の原理を無視したる方法を採用するときは其實行の能不能は別問題とし、小作争議は多少小康を呈するやも知れざるも、他に夫れ以上の紛争を喚起するに至るや明である、又米價の騰貴は現在の如き分配法を以てしては、前述の如く小作者を利する所は少なく、唯地主に大なる利益を與ふるに過ぎないものである。

米の如き殆全部國民間に消費せらるゝものゝ市價を人爲にて相當以上に引上ぐ

るが如き政策は、其實、社會の大部分の利益を舉げて一部の生産關係者、就中至て少部分である所の地主の殿堂を裝飾することゝなるものであつて、決して國家萬全の良策と云ふべきでない、若し之れが爲めに小作争議の緩和を見るにせよ、一部の利益者に對する他の多數國民の反感論争を惹起し、國家は反つて其煩を加ふるも減ずることは出來ないであらう。

然りと雖小作制度は決して國家の大計上缺くべからざるものでないことは言を待たず、従つて大に之に改良を加へ、大に之れが繁榮を企つべきものではない、唯今日の經濟組織に伴へる自然の產物であつて、國家の農業政策より見て好ましからざるものである、故に若し甚しき無理を行ふことなくして絶滅せしめ得べくんば、寧ろ一日も早く消滅を望むべきものである、然し現在の經濟組織に非常なる改革を施すにあらざる限りは殆困難と見ねばならぬ、従つて今日に於て之に處すべき對策としては、一方に於ては之が成立を助長すべき原因の緩和策を講ずる

と共に、他方に於て小作人の地位の進歩を促して地主階級に移らしむるの方法を講ずるの外ないのである、其最も穩健にして合理的であるものは今日の紛争原因を醸成せる定量分配法を改めて比例分配法を採用することには前來詳説せし所である。

然し小作争議も見方に因りては、必ずしも排斥すべきものではない、之れが爲め地主には從來の如く惰眠を貪るを許さず、土地に對する研究心を喚起せしめ或は其の改良を講ぜしめ。或は其整理を促さしめ小作人には收穫増加の方法を考究せしめ或は生産品の節約方法を研究せしむることとなり、自然に農業の改良發達を促すこと少からざるものである。

されど此種の好果は、争議も道理の上に立脚し算盤を離れざる範圍のものに於て之を期することを得るものであつて、徒らに感情に走り常軌を逸し、極端なる奇激の言論をなすものに至つては全く望むべからざるものである。

要するに今日各地に行はるゝ小作争議は現行分配法の不完全に基けるもの多く、之を改良するに於ては大に緩和さるべきや必然である、然るに争議の熾烈に恐れて小作制度の絶滅を企て土地の國有、不勞地主の全廢を企つるものありと雖其結果は却つて小作争議以上の紛擾を醸すの恐れあり俄に賛成すべきにあらず、小作争議も經濟争議の範圍内に於ては却つて農業進歩の一方法であつて排斥すべきではない、其之をして經濟争議の範圍内たらしむるには其分配法を合理的ならしむるにあるのみである。

大正十四年十月四日印刷
大正十四年十月八日發行

小作爭議の研究
定價一圓五十錢

版權所有

著者 藤田軍太

發行者 東京市神田區錦町一丁目十二番地 伊東三郎

印刷者 東京市本郷區眞砂町三十六番地 左手薰

發行所

東京市神田區錦町一丁目十二番地

自彊館書店

電話大手二、〇四三番
振替東京三一四三七番

東京・日東印刷株式會社發行所

541
228

終